

地域労働市場と農家の階層性

田代洋一

一 課題

1 課題と方法

2 地域の動向

二 地域労働市場の性格

三 農家の世帯就業構成

1 就業概況

2 世帯就業構成の諸類型

四 総括——農家の階層性

一 課題

1 課題と方法

「高度成長」下の地域労働市場の展開のもとで、農家のやとわれ兼業化が激しく進行している。それは、農業白書も「総兼業化」として追認せざるをえない程のものである。そのことの価値判断のいかんを問わず、もはや兼業化の影響を比重正しくみきわめることなくしては、「農家」や「農民」を語りえない。なぜなら、やとわれ兼業化は、農家経済の内部に賃労働的要素をもちこむこと⁽¹⁾によって、農家の階層的性格そのものに深く影響せざるをえないからである。その影響を地域の実態に即して明らかにすること、これが本稿の課題である。

本稿は、新潟県白根市を事例として、そこにおける企業および農家の実態調査⁽²⁾によって課題に迫ろうとする。調

地域労働市場と農家の階層性

査結果の分析視角と本稿の敘述の順序は次のとおりである。

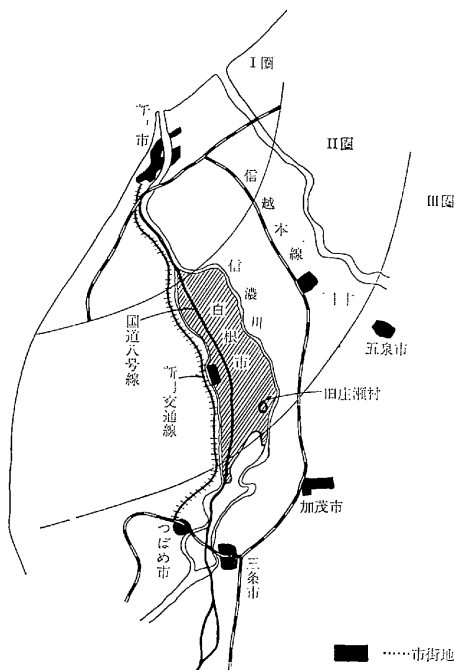
ひとくちにやとわれ兼業といっても、勤め先や雇用形態のいかんによってその経済的意義が大きく異なるとすれば、それを規定する地域企業の労働需要の内容の検討がまず不可欠となる。企業側に即してみれば、農村部に立地することの意義、とくに農家労働力を利用することの意義がどこにあるかという問題である。このような観点から、企業調査が分析される(一)。

ところで、資本は直接には世帯員個人を把握するのであって、そのことと、家族経営的農業の対概念としての「家としての兼業」概念の間には、一定のずれがある。⁽³⁾つまり、資本の労働需要の質を同じだと仮定しても、それが世帯上のいかなる地位にある者をどのようにつかまえるかによって、農家経済におけるその比重が大きく異なる。その点を明らかにするために、本稿では、農家各世帯員の就業形態の「家」としての組み合わせ——それは、世帯主を核とする各世帯員の相互関係によって決まる——をみる「世帯就業構成」の視点にたって、農家調査結果を分析する(二)。

そして最後に、主としてこの世帯就業構成の観点から、調査部落における農家の階層区分をこころみ、それぞれの階層の現段階的な特徴づけをおこなう(四)。

つまり、兼業化の進展を世帯就業構成の視点でうけとめ、そこから農家の階層的性格(の変貌)に迫ろうとするのが、本稿の基本的な視角をなしている。したがってここでは、地域労働市場や兼業化の量的な展開、あるいは伝統的な階層視点たる経営耕地規模別の動向、といった問題はいちおう分析の前提とされる。そこで前もって、これらの前提的事実を概観しながら、地域の紹介と位置づけをしておきたい。

第1図 下越経済圏



2 地域の動向

労働市場 白根市が属する下越経済圏は、さらに三つの小圏に分けることができる(第一図、第一表)。I圏は、新潟新産都市の中核部であり、非農林漁業就業者数の伸びがめざましいが、雇用者の伸びをうわまわる(都市的な)

家族小営業の展開も注目される。II圏は、三条の金物、加茂の木工品、燕の洋食器、五泉・見附の織物といった在来地場産業と機械、金属、ニットなどの新たな製造業の混在する地方大都市群で、既に非農林漁業者が八割を占めているが、そのなかで家族営業従事者の割合と伸び率が高いのが最大の特徴をなしている。⁽⁴⁾

II圏は、この両者の間

第1表 各市における人口・就業の変化（昭和35～45年）

（単位：人，％）

		I 圏		II 圏		III 圏		
		新潟市	白根市	新津市	加茂市	三条市	燕 市	
A	人 口	{35年 325,018 45 383,919}	{35年 35,665 45 32,611}	{35年 56,110 45 57,089}	{35年 39,285 45 37,890}	{35年 71,572 45 77,814}	{35年 37,547 45 42,427}	
B	就 業 者 総 数	{35年 140,735 45 192,947}	{35年 18,084 45 18,184}	{35年 24,445 45 28,981}	{35年 19,352 45 21,128}	{35年 35,391 45 42,678}	{35年 19,771 45 24,087}	
C	うち農林漁業者	{35年 18,452 45 14,990}	{35年 10,987 45 8,065}	{35年 9,224 45 6,605}	{35年 6,112 45 4,217}	{35年 8,860 45 6,575}	{35年 4,916 45 3,567}	
D	うち非農林漁業者	{35年 122,283 45 177,957}	{35年 7,097 45 10,119}	{35年 15,221 45 22,376}	{35年 13,240 45 16,911}	{35年 26,531 45 36,103}	{35年 14,855 45 20,520}	
E	うち雇 用 者	{35年 101,151 45 139,226}	{35年 4,552 45 6,666}	{35年 12,384 45 17,738}	{35年 9,665 45 11,743}	{35年 16,608 45 21,349}	{35年 9,254 45 10,269}	
割 合 (45年)	D/B	92.2	55.7	77.2	80.0	84.6	85.2	
	E/D	78.2	65.9	79.3	69.4	59.1	50.0	
35～45年の伸び率	A	118.1	91.4	101.7	96.5	108.7	113.0	
	B	137.1	100.6	118.6	109.2	120.6	121.8	
	C	81.2	73.4	71.6	69.0	74.2	72.6	
	D	145.5	142.6	147.0	127.7	136.1	138.1	
	E	137.6	146.4	143.2	121.5	128.6	111.0	

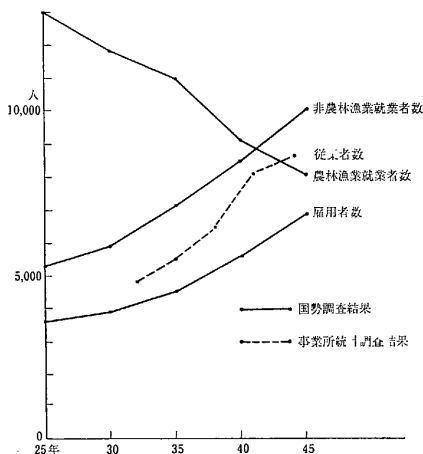
資料：国勢調査。

にはさまった北・中・西蒲原の純農村とその中核小都市で、農業就業者のウエイトがかなり高く、ごく一部の市街地を除けば「市」という名の村の実態を保っている。だが最近の特徴は、むしろ、それが急激にくずれつつある点にこそある。すなわち、雇用人増にリードされつつ、農業から非農業への就業構造の変化が激しく起こっているのである。

本稿が対象とする白根市はその典型だといえよう。第二図の国勢調査数字は、就業者総数ほぼ一定という戦後の枠組のなかで、農業から非農業への移動がいかにか鋭角的に進んだかを、そして雇用人増がそれをいかに支えてきたかを、はっきりと示している。

ところで、その白根市が独自に喚起する労働市場をみるためには、市内事業所を対象とする事業所統計調査によるべきであるが、そこで注目されるのは、四一年を間にはさんで屈折がみられる点である。つまり、三〇年代末にかけて急速に伸びてきた市の労

第2図 白根市の就業構造の変貌



働市場が、四〇年代に入るとともに若干の停滞傾向を示し、雇用者増の多くがⅠ圏（一部はⅢ圏）に流出するようになってきたのである。

このような労働市場の伸縮を規定するのは、建設・製造・サービスの三大部門の動向である（第二表）。とくに建設業は、三六年から始まる地盤沈下対策事業、三九年の新産都市指定と新潟大地震、そして新潟国体等の爆発的な事業増によってブームの感を呈する。そしてこのブームの一段落とともに停滞のかげりがみえはじめる。建設業は臨時雇から切り捨てはじめ、製造・サービス業は市外の伸びにたちおくれはじめる。

この停滞期の様相を従業員規模別にみると（第三表）、全体として五〇人未満、なかんずく五～九人程度の小零細業の就業者が増え、地場のトップにたつ一〇〇人以上の中小企業のそれが大きく減少している。この間、個人業主・家族従業者は増えていないから（表示は省略）、就業者の増加は、もっぱら小零細企業の雇用者増ということになる。つまり量的にだけでなく、構造的にも停滞しているのが白根市労働市場の現状である。⁽⁶⁾

第2表 白根市内事業所の従業員数の変化

(単位：人)

産 業 大 分 類	32 年	35	38	41	44
農 林 水 産 業	—	—	15	47	130
鉱 業	8	5	16	11	16
建 設 業	413	549	756	1,264	1,031
製 造 業	1,559	1,769	2,192	2,811	2,867
卸・小 売 業	1,645	1,842	2,052	2,171	2,403
金 融 保 険 業	114	105	145	176	211
不 動 産 業	—	1	—	12	11
運 輸・通 信 業	121	115	204	173	342
電気・ガス・水道業	10	41	59	78	64
サ ー ビ ス 業	980	1,099	1,113	1,453	1,498
総 計	4,850	5,526	6,552	8,196	8,573

資料：『事業所統計調査報告』各年版。

第3表 従業者規模別の従業者数（白根市）

(単位：人)

	1～4人	5～9	10～29	30～49	50～99	100人 以上	総 計
建 設 業 {41年	309	110	204	117	74	450	1,264
{44	339	142	222	109	67	152	1,031
製 造 業 {41年	289	278	657	200	212	1,175	2,811
{44	351	307	722	296	163	1,047	2,886
卸・小売業 {41年	1,325	419	427	—	—	—	2,171
{44	1,382	548	433	32	57	—	2,452
サービス業 {41年	543	247	373	152	138	—	1,453
{44	521	307	357	148	91	—	1,424
全 産 業 {41年	2,549	1,093	1,874	571	483	1,625	8,195
{44	2,643	1,346	1,963	760	530	1,189	8,431

資料：白根市統計課「事業所統計調査」基礎資料による。

総計は、公表数字と若干ことなる。

第4表 白根市における兼業化の状況

(1) 専業別農家戸数の推移

(単位：戸)

	総 数	専 業	1 種 兼 業	2 種 兼 業
35 年	3,185	2,012	788	385
40	3,084	656	1,876	552
45	2,887	711	1,588	588

(2) 兼業種類別従事者数の推移

(単位：人)

	総 数	恒 常 的 職 員 勤 務	恒 常 的 賃 労 勤 務	出 か せ ぎ	人 夫 日 雇	自 営 兼 業
35 年		320	634	8	354	
40	4,206	498	833	106	2,404	365
45	3,933	481	1,113	55	2,018	266
40-35年		178	199	98	2,050	
45-40	▲273	▲17	280	▲51	▲386	▲99

資料：各年農林業センサス。

兼業化

白根農業のここ一〇年あまりの最大の変化は、以上のような労働市場の展開にみあった、三〇年代後半における農家兼業の爆発的な、全国にも比類のないほどの展開である(第四表)。いま、専業→一種兼業→二種兼業→脱農という移行ルートのみを仮定すれば、各行戸数は、一、三五六戸、二六八戸、一〇一戸であるから、実に農家総数の半数近くが専業から兼業へ移行したことになる。その結果、三五年当時六割の高率をほこった専業農家も一挙に二割台にまでおちこんでしまう。そしてこのような一種兼業化のなかみの大部分が人夫日雇化であることはいうまでもない。

ところが四〇年代に入ると、事態がまた一変する。すなわち、脱農化や、人夫日雇から恒常的賃労働への転化が前期を大きくうわまわって展開し、その面からはプロ化が一段と進行するのであるが、反面、前期の主流をなした専業から一種兼業への移行は逆流状況さえ呈するようになる。^(?)

このように一方では兼業化が深化しつつも、他方では専門的経営が根づよく残存する傾向は、この時期の白根農業の極だった特徴であるとともに、その構造的ともいえる特質をなすものである。では、何がそれを支えるのか。われわれはそれを、水稻単一経営としての卓越した土地（所有）基盤にもとめることができる。

土地所有

信濃川の水害常襲地帯であった白根郷は、明治後期以降の営々たる土地改良投資によって、今日では用排水が分離され、個別水利用が可能な「全国最高水準」⁽⁸⁾ともいえる圃場条件を備える地域に転化している。その結果、かつては低生産力の補充にすぎなかった経営耕地面積の広さも、現在では優等地の広がりとしての意義を大いに発揮している。すなわち平均耕地面積一八七アール、最高反収六四〇キロ（四三年）、一戸当たり生産農業所得九九万円（四五年『農業所得統計』による。北陸第一位）——これが白根農業の到達水準である。

白根の農業的志向を支える最奥の基礎が、このように優等地所有それ自体に求められるとすれば、「分解」もまたその点をめぐって展開しているといえる。そこで経営土地をめぐるここ一〇年間の動向——その階層性——を概観したのが、つぎの三つの表である。

第五表——白根市は県平均に比べて一町以下が少なく二町以上がかなり多いという大規模性を示している。戸数の増減分岐点は、県平均と同じであるが、数字の内容は、白根市が県平均よりも一階層高いところで分解を進行させていることをものがたっている。

第六表——土地移動については、三九年を境にして渡超層と受超層の分岐点が一階層あがる。移動面積は相対的に少ないとはいえ、三〇年代後半には減りぎみであったのが、四〇年に底をついてから再び急増に転じている点が

注目される。

第七表——個別水利用をふまえた個別経営の展開が請負耕作の形をとって進行しているのが、白根農業のきわだった特徴として注目をあびている。⁽⁹⁾その関係面積は所有権移動面積をはるかにうまわり、それだけ影響も大きい。最近では足ぶみないしは減少状況にある。正確な数字とは必ずしもいえないが、委託農家のほぼ七割以上が一町以下に集中し、一町以下の総農家数のほぼ三割弱を占めていると推測される。それに対して主たる受託層は、三

第5表 経営耕地面積別農家戸数の変化

(単位：戸)

	総戸数	0.3ha 未満	～0.5	～0.7	～1.0	～1.5	～2.0	～2.5	～3.0	3.0ha以上	例外規定	
新潟 潟 県	35 年	212,253	24,015	26,965	28,781	39,771	44,263	24,795	13,662	6,366	3,267	368
	40	204,246	21,758	26,759	27,739	37,051	41,517	24,511	14,260	6,786	3,686	179
	45	194,480	22,040	26,266	25,937	33,553	37,683	22,876	14,155	7,196	4,549	225
	40～35年	▲8,007	▲2,257	▲206	▲1,042	▲2,720	▲2,746	▲284	598	420	419	▲189
	45～40	▲9,766	282	▲493	▲1,802	▲3,498	▲3,834	▲1,635	▲105	410	863	46
白 根 市	35 年	3,185	169	228	179	265	460	530	566	458	324	6
	40	3,084	188	182	180	247	423	475	571	474	341	3
	45	2,887	192	159	147	218	358	406	508	474	421	4
	40～35年	▲101	19	▲46	1	▲18	▲37	▲55	5	16	17	▲3
	45～40	▲197	4	▲23	▲33	▲29	▲65	▲69	▲63	—	80	1

資料：各年農林業センサスによる。

▲はマイナスを示す。

第6表 階層別にみた農地譲渡超・譲受超面積（白根市）

（単位：ヘクタール）

	0.3ha未満	～0.5	～0.7	～1.0	～1.5	～2.0	～2.5	～3.0	3.0ha以上	移動総面積
33年	▲ 61	▲ 30	▲ 148	▲ 214	▲ 109	53	434	178	▲ 105	3,355
34	▲ 156	▲ 69	▲ 87	▲ 130	▲ 35	205	95	207	▲ 29	3,496
35	▲ 115	▲ 17	▲ 161	▲ 276	15	147	29	385	▲ 7	2,404
36	▲ 163	▲ 137	▲ 138	▲ 128	▲ 109	31	278	258	114	2,125
37	▲ 135	▲ 53	▲ 125	▲ 178	▲ 39	179	252	163	▲ 58	2,263
38	▲ 166	▲ 149	▲ 302	▲ 159	▲ 305	218	454	313	116	2,950
39	▲ 154	▲ 221	▲ 87	▲ 267	▲ 123	▲ 59	276	328	305	3,214
40	▲ 52	▲ 158	▲ 168	▲ 156	▲ 218	▲ 21	219	230	323	2,490
41	▲ 95	▲ 192	▲ 143	▲ 183	▲ 360	▲ 194	163	375	629	2,591
42	▲ 163	▲ 189	▲ 221	▲ 310	▲ 41	▲ 156	193	312	575	2,813
43	▲ 196	▲ 195	▲ 158	▲ 444	▲ 511	▲ 92	331	625	640	3,687
44	▲ 162	▲ 236	▲ 121	▲ 611	▲ 876	▲ 118	473	553	1,098	5,328
33～38年	▲ 796	▲ 455	▲ 961	▲ 1,085	▲ 582	833	1,542	1,504	31	16,594
39～44	▲ 822	▲ 1,191	▲ 898	▲ 1,971	▲ 2,129	▲ 640	1,655	2,423	3,570	20,123

資料：40年までは本文注9 斎藤英策論文から。

41年からは白根市農委資料。

注：1) ▲は譲渡超を示す。

2) 後半の3ha以上のうち、5ha以上の占める割合は少なく、43年は譲超になるほどである。

第7表 請負耕作戸数の階層別構成比（白根市）

（単位：％）

	受 託 農 家			委 託 農 家		
	39年3月	41年3月	44年3月	39年3月	41年3月	44年3月
0.3ha 未満	—	1.0	} 6.4	17.4	13.1	} 40.1
～0.5	0.9	0.5		26.7	22.1	
～1.0	5.9	6.5		25.1	27.9	
～1.5	16.9	15.6		10.3	9.8	
～2.0	31.4	23.6	15.0	8.7	15.6	1.4
～2.5	21.2	29.2	16.8	3.6	4.1	1.8
～3.0	14.4	17.6	26.8	3.6	4.1	1.4
3.0ha 以上	9.3	6.0	28.2	4.6	3.3	0.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0*

注. 1) 表側の経営耕地規模別階層は、39、41年については受委託前のもの、44年については後のもの。

2) * の委託農家の44年3月は、この「外」に10a以下および全部請負耕作に出している戸数が52.1%を占める。

3) 資料は、39、41年については、本文注9の斎藤英策論文より引用、44年は白根市農委資料。

第8表 経営土地をめぐる階層性の変化（白根市）

（単位：町）

		35～40年	40～45年
土地移動	主たる譲渡層	0.5～1.0	0.7～1.5
	渡超・受超分岐点	1.5	2.0
	主たる譲受層	2.0～3.0	2.5～5.0
	譲受頭うち層	3.0	5.0
請負	主たる委託層	～0.7	～1.0
	主たる受託層	1.5～2.0	2.0～
戸数移動	滞留層	～0.3	～0.3
	急減層	1.0～2.0	1.0～2.5
	増減分岐点	2.0	2.5

八年の一・五―二・〇町層、四〇年の一・五―二・五町層、四三年の二町以上各層と徐々に上向移動している模様である。⁽¹⁰⁾ 各層の農家総数に占める受託農家の比重は、最高で一五％程度と推測される。

さて、以上三者の現象の間の階層的な関連をさぐるためにシェーマ化してみたのが第八表である。

第一に、主たる委託層は、両時期とも主たる土地譲渡層のほぼ下限に接続している。土地は売らずに「農家」として滞留するのがこの階層の一部のものの行動パターンであり、その典型が三反以下の滞留層だといえよう。

第二に、土地移動の渡超層と受超層の分岐点が、戸数急減層のほぼ中間に当たっている。一件当たり一二―三アールの片々たる地片売買が階層移動に直結するとはいえないにせよ、請負耕作等に対するセンサスの捕捉度も低いとすれば、結局やはり土地移動の分岐点の上下の階層が、それぞれかなりの度合で上層および下層に移動しているものととらざるをえない。とすればこの土地移動分岐点たる一・五町および二町層が、各時期における農民層分解の真の分岐点だといえよう。それは、経営耕地規模別農家数の増減分岐点（いわゆる「分解基軸」）よりも一階層低いことになる。

第三に、主たる受託層は、その下限がちょうどこの分解分岐点に相当している。このことは請負耕作が下降分解をなんとか食い止めようとする防衛的性格を強くもっていることをものがたるものといえる。ただ、四三年については、二町以上の各層に受託農家が拡散し、請負による規模拡大を積極的にはかる層の比重の増大が認められるわけであるが、これをもって基調の転換を語るのは早計であろう。

最後に、主たる土地譲渡層と主たる譲受層の間にはさまった中間層（四〇年にかけての一―二町層および四五年にかけての一・五―二・五町層）こそが、それぞれの時期において農家経済の方途の選択を厳しく迫られつつ動揺を重ねて

きたといえる。三〇年代後半は一口にいつて兼業化対応の時期であった。彼らはそのなかで、日雇人夫賃収入か受託による農業所得増か（後者も結局前者相当のものにすぎないのだが）の選択の前にたたされ、土地は本格的に流動するまでには至らなかった。だが四〇年代前半は、日雇兼業化が一段落し委託地の供給も横ばいに転ずるとともに再び農業の対応が前面にでてきて、所有と経営の上層集中も強まってきた。彼らをめぐる選択の幅がいよいよ厳しくせばめられつつあるのが現段階だといえる。

地域類型・調査部落

われわれの課題は、地域労働市場と農業経営の地域的展開のいわば接点領域に焦点を合わせたものである。となると、この接点は、労働市場と農業経営を座標軸とするグラフ上の多数の交点Ⅱ「地域類型」として描かれることになる。⁽¹⁾どのような諸「地域類型」が描けるかは本稿ではおくとしても、最小限、白根がどのような地域類型に該当するものと考えているかを述べておく必要はあろう。

そこで、これまでの概況を顧れば、白根市は、大規模・高位生産力の水稻単一経営、および純平地農村部とその中核地方小都市に展開する労働市場、の二要因から構成されるひとつの「地域類型」を代表するものといえる。

だから、当初の課題をさらに具体化していえば、専業的稲作地域の深部にさへ浸透する兼業化、地方小都市の労働市場によってさへ促進される兼業化、の農家の階層性に及ぼす影響をさぐることだ、といえよう。

最後に、このような地域のなかで、一定のバイアスをもって存在する調査部落について紹介しておこう。

部落は、白根市の東南の端にあたる信濃川沿いの旧庄瀬村に属する。白根・加茂の市街地まで車で三〇分余の位置にあり、従来はあまり兼業機会にめぐまれなかったが、現在では後述のように「総兼業化」的な状況を呈してい

第9表 部落の階層別平均経営耕地面積

(単位:アール, 戸)

	水 田	畑	樹 園 地	計	うち堤外地	戸 数
0.5ha 未満	23	6	—	29	10	7
~1.0	51	16	—	67	13	8
~1.5	96	19	2	117	22	12
~2.0	144	29	2	175	28	5
~2.5	183	28	12	223	48	5
~3.0	221	33	15	269	48	5
3.0ha 以上	278	60	—	338	30	1
平 均	110	21	4	135	25	43

る。だがその兼業先は、加茂市も若干あるがほとんどが白根市内に限られている。

部落は戦前から百町歩地主と零細小作農に極端に分化していたところで、現在もなお経営耕地面積は市平均よりもひとまわり小さい(第九表)。とくに一・五町の層に農家が集中している。その点では、さきの「地域類型」をはみだすものではないにせよ、必ずしも白根農業を代表しうる部落とはいえない。だが反面、分岐点に立たされた階層の動向を知るには適しているともいえよう。いずれにせよ、後段の分析にあたって市平均との開差を念頭におかねばならないが、その開差の含蓄については最後にもう一度触れることにする(四の注13)。

なお第九表にいう「堤外地」とは、信濃川河川敷(国有地)の占有地のことであるが、現実にはほぼ所有地並みに扱われているといつてよい。水をかぶる可能性が全くないとはいえないが、土質からいえば最優等地であり、現在ではとくに蔬菜や果樹の適地としての意義が大きい。その所有者には水稲単一経営から脱却する可能性——ただし可能性のみ——をもたらずからである。だが現実には水稲作にひじょうに強く依存した地域であることにかわりない。最後に、その「米」をめぐる動向をみたのが第一〇表である。三〇年代

第10表 部落の米経済

—35年=100とする指数—

	35 年	41	42	43	44
a. 反 収	100.0	106.0	115.4	128.5	
b. 1戸当たり販売量	100.0	127.5	149.3	171.0	133.3
c. 米 価	100.0	129.5	137.9	139.0	133.6
d. 1戸当たり販売額	100.0	171.7	210.6	244.4	181.5

資料：a……庄瀬地区平均（統調資料）。44年は不明。

b, d……41年からは食糧事務所調べ。

35年はセンサス個票。

c………d/b

c, d は県農村物価指数，購入品総合でデフレート。

後半は、反収の伸びを大きくうわまわって販売量と米価が上昇し、そのため販売額は大きく伸びた。米価上昇によりかかりつつ農家が兼業化に走った時期である。だが四〇年代にはいると、米価はすえおかれ、販売額の増加はもっぱら反収に依存するようになる。だがその反収主導の動向も、折からの減反政策——かなり高額の休耕奨励金にもかかわらず、応ずる農家はすくない——によって増収意欲そのものをそがれ、早くも次の対応を迫られているのが現状である。前述の「厳しい選択」もそれにかかわっている。

注(1)

山田盛太郎氏による日本資本主義の三層の格差構造——新鋭重化学工業・在米中小企業・零細農耕——論（『土地所有形態再構成の諸論点』『土地制度史学』三八号、昭和四三年）を、その横断面、すなわち地域的広がりにおいて深めること、それが「地域」——とくに地域労働市場——を重視する理由である。

(2) 昭和四四年一月に調査部落の全戸調査を行ない、ついで四五年一月にその補足調査を行なうとともに、企業調査と隣部落全戸調査を追加した。調査の性格については「後記」を参照のこと。

(3) 農家兼業の分析にあたっては、そもそも兼業の概念自体が問題であるが、その点については農林センサスにおけるそれを詳細に検討した、加用信文「農家兼業の概念」（『農業総合研究』九卷三号、昭和三〇年、同氏『農業経済の理論的考察』所収）を参照。

(4) I・III圏における問題の状況については、さしあたり、鳥谷部仁「農家農外労働と農業労働市場」(新潟大『経済学論集』六号、昭和四四年)の豊美町の例、および島崎美代子「地方中小零細企業の再生産構造と農民層分解」(『土地制度史学』二三号、昭和三九年)の蕨市の例を参照。後者は問題を全局面から分析したものとして注目される。

(5) 国勢調査の非農業就業者数と事業所統計調査の従業者数の差の多くは市外通勤者と目される。

(6) もちろん小さな市のことであり、しかも豊富な労働力と内陸輸送の便にめぐまれているから、「農村工業」の進出の可能性は多分にあり、一概に停滞を断定することはできない。だが現下の「農村工業」の進出が地域労働市場の構造の変革要因たりうるかは、後述のごとく極めて疑問である。

(7) とはいえ、四五五年に專業農家の絶対数が増えていることは、統計上疑問を残す。筆者はいちおう、一ヵ月程度の日雇業に対する調査員なり農家なりの受けとめ方が、日雇兼業が突然激増した時期と一息ついた時期とは微妙に異なった結果だと解釈する。とすれば、それはそれなりに事態の方向を反映したものと受けとめられよう。

(8) 今村奈良臣「農業と社会資本」(『日本の農業』四九集、農政調査委員会、昭和四二年)、一三頁。

(9) 斎藤英策「北陸地域における集団栽培および請負耕作の諸方式とその発展方向に関する研究」(『集団栽培および請負耕作の諸方式とその発展方向に関する研究』、農林水産技術会議、昭和四二年、所収)、および伊藤喜雄「少数・個人所有制中型機械稲作の展開」(『日本農業年報』一六集、お茶の水書房、昭和四二年、所収)を参照。

(10) 表注でもことわったように、四四年三月の階層区分は受委託後のものである。われわれの関心は、いかなる自作階層が受託で経営面積を増やそうとしているかにあるので、受託前の階層を知りたいわけであるが、四四年の一件平均受託面積は四八アール(最高の三町以上で七七アール)であるから、受託前の階層は、受託後のそれと同じかあるいは一階層下だと推測してよからう。同じく四四年の委託の「全面委託」(表の「外」)等の平均面積も五五アールであるから、ほぼ一町以下の階層のものだと推測できよう。

(11) 「激しい格差をもって進展している労働市場の地域的展開、これに対応しつつも、一方では個々の歴史的・自然的特質をもって追求されている農業生産力高度化の地域的進展、これらの組合せのなかで、いかなるタイプの農民層分解が検出されるか」という伊藤喜雄氏の問題意識は、本稿と問題の局面を若干異にするとはいえないに示唆的である。同氏「主要稲作地帯・農民層分解の現段階」(農政調査委員会国内調査部編『成長メカニズムと農業』、お茶の水書房、昭和四五年、

二 地域労働市場の性格

われわれは、農家調査において名前のあげられた企業を手がかりとして、さらに業種と規模を考慮して、白根市（一部は加茂市）に立地する企業のなかから次の七社を選んだ。その概況は第一一表の通りであるが、以下四つのグループに分けて考察しよう。

A 建設・B コンクリート これは調査部落の農家労働力が最も多く雇用される企業である。これらの企業は、

農業に蓄積された資本の農外投資としての、すなわち農家の自営兼業としての実質をなお保持している。A 建設は三町四反農家が次三男に経営させているものであり、B コンクリートの経営者も一町五反農家である。後者は手不足のため四二年から水田を請負に出しており、もはや自作する意志はないが、さりとて土地を手離そうという気は全くない。なぜなら、これらの零細企業にとっては、農地こそ最も有力な担保物権であり、信用の源なのだからである。その意味からも、自立した資本というより、農業あるいは農地所有と不可分な「企業」なのである。

A 建設は、県・市・土地改良区の土地改良・公共土木事業の請負を主にしているが、零細なため有利な事業の落札は難しく、災害がなければ地場大手企業の下請に入らざるをえない。B コンクリートの製品も、これら零細土建業者向けのものであり、のちにみるE ヒューム管などとは販路を全く異にしている。

雇用面では、両社とも少数の常雇者をおいているが、それは作業の指揮等とともに農閑期対策だといえる。あと

第11表 調査企業一覧表

企業名	A 建設	B コンクリート	C 精機	D トラクト	E ヒューム管	F 電線	F 電算機
設立年次	昭和29年	39年	18年	36年	21年	9年	45年
企業形態	個人	有限	株式	株式	個人	株式	株式
資本金	不明	200万円	78万円	300万円	2,300万円	36,000万円	7,500万円
業務・製品	土木事業 請負	コンクリート 2次製品	コンバータ部品 工作機械部品	ミット完成品	ヒューム管 建設基礎材 土木資材	ラジオネット ワイヤ 電線・合線 ケーブル線	桌上小型電算 機
年間販売額	400万円 (請負額)	3~4,000万円	1億円	2億円	13億円	50億円	
下請関係	仕事の少ない時 市内大手の下請	なし	東芝加茂 新鴻コンバータ 新鴻井関 3社の下請	下請3社 組 内職6組 農協下請2つ	なし	下請7社	下請2社
常雇者	15人	10人	52人	68人	418人	700人	107人
臨時・パート	30~50人	15~35人	9人	4~5人	129人	—	1人

資料：昭和45年11月の聴取調査に基づく。以下ことわらない限り同じ。

は専ら農家労働力の臨時雇用にたよっているわけだが、A建設の場合だと、その雇用方法は、一件あたりの資材・機械・総手間賃をセットにして「組」に請負わせる。どの部落にも、農家の姓を上につけた何々組というのがあり、この組頭——それは農家の兼業としてかなりの収入になるといわれている——が部落の人を集めて回るわけである。それでも不足する分は、A建設が現場近くの農家を直接に回って集める。A建設から見ると、一町前後の農家からは二〇〇〜二五〇日、三町前後でも多い人だと一五〇〜二〇〇日は出てくるという。世帯主やあとつぎが多く、三〇代の主婦もみられる。Bコンクリートの場合だと、農閑期になると近所から口づてにさそいあわせて集まってくるということで、一町前後の農家の主婦が最も多い。

常雇者の日給は臨時雇より若干高い。A建設では一、八〇〇〜二、〇〇〇円、Bコンクリートの場合は単価は臨時雇と同じだが常雇者には出勤率に応じて最高三ヵ月分のボーナスを出す。日雇は流動性が高いからその賃金はほぼ平準化しており、四四年で男子一、三〇〇〜一、四〇〇円、女子八〇〇円、四五年でそれぞれ一、五〇〇〜一、六〇〇円、八〇〇〜一、〇〇〇円である。

要約しよう。これらの企業は、農業内に蓄積されたが農業内には投下先のない過剰資本が、同じく農業内から遊離された過剰労働力を吸収することによって農外で機能資本化したものにほかならない。農業における資本と労働力の過剰を農外で結合・再機能させえたものは、同じく農業内からうちだされてくるころの農村日雇賃金にほかならない。つまりこれらの零細企業は、今日の農業がおかれた状況をそのまま自らの存立基盤としてあやうく成立しているにすぎない。それだけに動揺もまた大きい。四五年だけでも県下で土建業者の倒産が約五〇〇社あったといわれているが、それは受注減、そして大型機械の効率稼働が積算単価に採られ、ますます入札条件が厳しくなる

なかでの無理な企業経営によるものであらう。

それに対応してゆけない零細企業は、地場大手資本の下請と化し、口入れ稼業の地位に甘んじなければならなくなる。このような状況にみあってBコンクリートもまた次々と新製品の製造を迫られるわけである。だが個別企業の動揺と浮沈はまぬがれないとしても、この種の企業を生みだす農業・農村的な基盤があるかぎり、恒常化した建設需要のもとでそれは不断に再生産され、それはまたそれで農家労働力を劣悪な日雇兼業のなかに閉じこめてゆくのである。

C精機・Dニット 加茂市に立地するC精機は、戦時中は航空機部品、戦後は自転車部品をつくっていたが、それが斜陽化したために三七年に現在の部門に転じて大手三社の下請系列に入った。自らも下請・内職を七軒ほどもっている。Dニットは原糸をニット完成品にするメーカーであるが、製品はすべて見附・五泉・加茂市の産地問屋の注文生産になっており、その意味では産地問屋の下請だといえる。自らも下請・内職をかかえていることは後述する。

これらの下請資本は雇用面でも共通性をもっている。両社の従業員の構成は第一二表の通りである。C精機の場合、労務の方に農業兼業者が三名いる。ここ三年間に採用された五、六反農家の四〇代前半の男子である。これらの者は、春に一週間位、秋に二週間位農繁期休暇をとり、そのために作業が若干とどこおるそうである。企業にとつてはこの三週間の欠勤が常雇者に留まりうるギリギリの線であり、それを超える場合は臨時雇扱いにせざるをえず、現在のところ男子三名、女子六名を一〇月から三月にかけて長年雇っているということである（最高四町農家の

第12表 (1) C精機従業員の状況

	人 数	平 均 年 齢	勤 続 年 数	平 均 賃 金
事 務 { 男 子	3	} 34	} 6	52,200 27,700
女 子	2			
労 務 { 男 子	28	} 38	} 7	40,740 27,200
女 子	19			

注. 1) ボーナスは2ヵ月分。

2) 大卒男2, 高卒男3, 女3, 中卒男26, 女18人の学歴である。

(2) Dニット従業員の状況

	年 齢			勤 続 年 数			平均賃金
	20歳未満	20~29	30歳以上	2年未満	2~4	5年以上	
事 務 { 男 子	人	人	人	人	人	人	円
女 子	1	5 4		3	1 5	1	32,000 25,000
労 務 { 男 子	2			1	1		23,000
女 子	54		2	11	43	2	23,000

注. 1) ボーナスは3ヵ月分。昇給は年2回で1,000~4,000円の幅がある。

2) ほとんどが中卒者である。

あとつぎまで出てくる)。日給は人夫賃よりわずかに高い。しかし企業としては臨時雇をこれ以上増やす気はなく、下請・内職を通じて農家労働力を利用することによって、受注の変動に対応しようとしている。中小企業の御多分にもれず四月になると激しい労働移動にみまわれるそうで、当社としては、それを新規学卒者で補充したいわけだが、現実には職安経由の中高年者の中途採用にたよっている。

Dニットは若年労働力を集めているが、労務の場合、県下の同一規模・同一年齢の女子繊維労働者の平均賃金は二七二二百円である(四五年賃金センサス)から、一段と低賃金だといえる。既に初任給からして中卒女子で一九千円、高卒女子で二三千円にすぎず、後述のF電線と比べても七〜八千円の差がある。にもかかわらず「女の子向きのきれいな職場

だから」と企業は強気であり、現に四五年にも一〇名の新卒採用（六名が中卒女子）をみており、そのうち四名が農家子弟である。なおDニットにも、農繁期に二〜三週間欠勤する農業兼業者が一二名みられ、企業側では計画表を出させて調整しているが、それでも生産ペースがくるうとしてあまり歓迎していない。そのほか臨時雇として農家の主婦を農閑期に八〜九〇〇円で四〜五名雇い入れている。

このように、両社とも常雇化の限度を農繁期欠勤三週間の線におき、それを超える者は臨時雇扱いにしているわけだが、農家労働力の利用の点では、この規模の企業になると、もはや農家の臨時日雇労働力にもっぱら頼るといようなことはせず、下請・内職という形で利用の方向をとるようになるのである。そこで、その実態をDニットについてみよう。

そこには三つの形態がある。第一は普通の下請制で、白根市ほか二村の三社にニット編立工程を下請させており、合わせて三〇名の農家主婦が働いている。第二は農協を通じてDニットが編立機械（一台二〇万円）を農家にたてかえ払いで販売し、原糸を供給して編立させるもので、経験が浅くても一人一台月平均二五千円程度の収入にはなるという話である。現在二農協（いずれも市外）に五〇台の機械が入っている。要するにその実態は、問屋制家内工業なのであり、農協を利用するところがミソだといえよう。⁽¹⁾ 第三は普通の内職であり、仕上工程を担当するまとめ役の下に四〜五名の内職グループをつくってやらせる形である。三六年より非農家主婦のグループが六つあり、一人月三〜四万円かせぐという話であるが、農家主婦の場合は四一年に始められ、現在のところ市内に三つ、西蒲原に一つのグループがある。収入は第二の農協グループ並みである。

これらの企業にとって、再下請・内職の意義はどこにあるか。彼ら自身がまず親企業の下請にすぎず受注の変動

をまぬがれない。C精機の場合、各親企業の下請会社は二〇〇五〇社に及びその競争は激烈である。企業としては新規の受注を開拓して危険分散したいが、あまりひろげすぎると最大の得意先である東芝加茂工場がいそがしい時には応じきれなくなるという矛盾がある。つまり受注の変動が激しいにもかかわらず一定量の受注を常時こなしている生産体制をととのえておかねばならないのである。それは供給に季節性・不安定性のある農家の臨時労働力のかかえこみでは決して果たせない。ここに調節弁としての再下請・内職形態が登場するわけである。

だが、調節弁をもつからといって安定性が保障されるわけでは決してない。四五年以降の家電不況と繊維の輸出自主規制・政府間協定、そしてドル・ショックといった一連の過程は、これらの企業を文字通り存亡の淵に追いこんでいる。その時、まず第一に切り捨てられるのが何かはいうまでもあるまい。

農家労働力とりわけ農業労働力にとっては、これらの企業は、臨時的な勤め先としてさえ、狭くかつ不安定なのである。

Eヒューム管工場 当社は、戦後の土地改良事業をあてこんで穀倉地帯白根に立地し、当初二〇名程の素焼土管工場として発足したものであるが、その思わくが見事に当たって地元を中心に需要は順調に伸び、三三年にはヒューム管に切り替え、三四年には水原町に、三八年には市内茨菰根地区の農村部に分工場をたて、現在では個人企業形態ながら従業員四〇〇名を超える市内第二の企業に成長している（四七年には市内に一〇〇名規模の浄化槽工場を増設の予定）。

当社の製品はヒューム管・建設パイル基礎材・大型サイズ建設材等である。ここから二つのことがでてくる。ひ

とつはかかる大型サイズ製品を一貫生産しなければならないという使用価値生産過程の性格に規定されて、これだけの規模にありながら下請制をとらない点である。したがってEヒューム管は、中小企業が下請制をとらない場合にどのような形で農家労働力を利用するか、という点についての興味ある事例を提供することになる。もうひとつは、このような重量製品を東日本一帯に販売しつつ高度成長をとげた秘密はなにか、という点である。割高な運搬コストをカヴァーしうるなにかがそこにあったからにちがいない。

それは低賃金である。同社の労務職はほとんどが中卒で平均年齢は三六・七歳、平均勤続年数七・八年であるが、その平均賃金は、日給月給制で男子四四六百元、女子三〇四五百元（勤続年数が低く農家労働力の多い茨曾根工場が最低で、男子四一九百元、女子二八六百元）である。これに一〇月～三月のいそがしい時には二時間程度の残業手当が加わり、ボーナスは四ヵ月を下回らない範囲で交渉することになっている。従って手取額はこれより若干高くなるわけであるが、それでも建設業同一規模同一年齢の県平均賃金（所定内給与額）男子五九三百元、女子三三三百元と比べても、特に男子は格段の低賃金だといえる。⁽²⁾

Eヒューム管は需要の拡大に應ずるべく中学新卒労働力を強く需要してきたが、それはちょうど新卒者が大都市に集中しはじめた時期とぶつかり、定着しえた中卒者の採用は四〇年をもって終っている。東京などから白根にUターンしてきた中卒者を時々中途採用するが、ほとんど定着しない。企業側は、仕事がついついか高年層が多くて仲間ができないといった理由をあげているが、なんといいても初任給の低さが根底にあるといえよう。そこでEヒュームは中学新卒者の採用には見切りをつけ、それに代替するものとして、農家の中高年者をなしくずし的に採用する方針に切りかえている。そのひとつの画期が三八年の茨曾根工場建設による農村部進出である。

第13表 (1) Eヒューム管従業員の構成

(単位: 人)

雇用形態		白根工場	茨曾根工場	水原工場	総計
本工	男子	152 (56)	59 (12)	78 (12)	289 (80)
	女子	69 (23)	36 (7)	24 (4)	129 (34)
	計	221 (79)	95 (19)	102 (16)	418 (114)
長期臨時工	男子	11	14	5	30
	女子	3	20		23
	計	14	34	5	53
季節工	男子	16	33		49
	女子	2	25		27
	計	18	58		76

注: 1) () 内はうち事務営業職。

2) 雇用形態の区別については本文参照。

(2) Eヒューム管における農繁期休暇計画提出者数(45年)

	白根工場	茨曾根工場	水原工場	総計
男子(人)	15	22	52	89
女子(人)	9	33	10	52
計(A)(人)	24	55	62	141
(%)				
A 本工+長期臨時工	18.0	45.8	57.9	39.5
休暇期間	1週間以内15人			
	2 〃 1	15~20日	7~10日	
	3 〃 2			
	3 〃 以上 6			

Eヒューム管は農家の中高年労働力を三段階にわけて雇用している。それが第一三表に示した三つの形態である。第一は一〇月から三月までの農閑期に主として雇われる季節工で、男子一、三〇〇円、女子九〇〇円の日給である。第二は「長期臨時」で、ここには定年後のしよく託と本来の長期臨時工が含まれるが、その日給は季節工賃金プ

ラス一〇〇円である。この長期臨時工段階の設定にEヒューム管の農家労働力活用上の工夫がみられるわけであるが、それはこうである。すなわち、企業は採用にあたって年間どの位休まねばならぬかを聞いたうえで、春秋二〇日程度なら本工として採用し、それ以上休むような気配であれば、この長期臨時工にとどめて様子を見る。そして年に一度、第三段階の本工への登用試験を行なうが、出勤率九〇％以上というのがその合格の重要な要件なのである（年三〇〇労働日とすれば三〇日休めることになるが、そのすべてを農作業にあてられるわけではないから、これは事実上ギリギリの線である）。

この長期臨時工と本工がEヒューム管の常時戦力になるわけであるが、年三週間の休暇でも農繁期に集中すれば作業に大きな影響を与えることになる。そこで企業は欠勤計画を出させてなるべく計画的に管理しようとするわけであるが、四五年年度の計画表を再整理したのが第一三表(2)である。農村部の分工場で五〇～六〇％、平均で四〇％の者が多かれ少なかれ農繁期休暇をとっていることがわかる。

このような問題をふくみつつも、Eヒューム管は、農家の中高年労働力を利用することによって、なんとか「労働力不足時代」に対応しようとしているし、わが調査部落からも多くの者がEヒューム管に吸収されている。農家の中高年労働力に概して冷たい地域企業のなかにあつて、Eヒューム管が彼らに本工化の門戸を開いていることの意義は大きい。とくに規模の小さい農家の世帯主などにとっては、就業日数の不安定な人夫日雇に対して通年雇用の化の与えるメリットは大きい。

しかし、くりかえしになるが、それはあくまで低賃金で、なのである。臨時日雇賃金一、三〇〇円は、先にみた土木人夫賃金すら下回るわけで、これをベースにした長期臨時工、あるいはそれから本工に登用された当初の日給

月給額は三五千円平均にすぎない。これは県平均でみても、二〇歳前後、勤続年数二〜三年程度の高卒単身者賃金にしか相当しない。ここから二つのことが結論される。第一は、このような低賃金は、農家の三〇代、四〇代の世帯主に賃労働者としての自立をゆるすものでは決してないという点であり、第二は、このような農村部中小企業を直ちに中小企業一般に解消することはできない、すなわち特殊農村的なものがそこにはあるという点である。その特殊性を支えているのは、農業内部からうちだされてくる農村日雇賃金を本工賃金の積算基礎にすえうる労働市場の状況であり、それでもなおかつ農外雇用を求めざるをえない農業側の状況である。

F 電線白根工場・F 電算機

F 電線は理化学研究所所長・大河内正敏が、その科学主義工業思想にもとづく農村工業化論の実践として、昭和九年に白根町に設立したものである。大河内の政策思想は短い間に高賃金・高生産力論から戦時体制協力へと転変してゆくわけであるが、いづれにせよ、農家の次三男労働力を準戦時体制下の低賃金労働者に転化させるという現実的役割を担ったことは確かである。その大河内が宣伝に努めた柏崎の理研ピストン・リングと並んで、F 電線もまたその代表である。現在では、白根のほか千葉の市川にも工場をもち、古川・住金・昭和につぐ中堅メーカーの位置にある。白根工場は主にマグネットワイヤをつくり大手の通信機・家電メーカーに納入している。

F 電算機は、白根工場の最大の得意先であるシャープ電機とF 電線によって（出資比率七対三）昭和四五年四月に設立され、一月に操業開始した企業で、F 電線Ⅱ「旧」農村工業に対して、いわば「新」農村工業の性格をもっているといえよう。当初はF 電線が不況乗り切りのために独力で電算機部門に進出しようとして企画したが、販売

面の見通しがつかなくてシャープと合併したという経緯をもっている。現在は小型電卓機一種だけをつくっているが、それは全部シャープの商標をつけてシャープの販売網にのせられている。その面からみればF電算機の実態は、中央独占資本が地方中企業を足がかりにしてつくった地方分工場の域をでるものではない。現在の人員は一〇〇名たらずであるが、ゆくゆくは五〇〇名規模にもってゆく計画である。

F電線にもどう。従業員は、昭和四五年に五〇名減少して（後述）、男子三九〇名、女子三一〇名（うち事務系が男女あわせて一〇〇名）計七〇〇名で、白根市における最大の企業である。今までのところ九割までが中卒で、男子の場合、平均年齢二八歳、平均勤続年数七～八年の賃金は四七～四八千円で、ほぼ県平均水準に達している。ボーナスは四四、五年とも五・三ヵ月であった。

当社は新卒定期採用に限られる。他社で一～二年働いたような者を中途採用しても質が低下していてだめだという。四五年の労務職の採用は、中卒者二五名（うち男子一三名）、高卒者一二名（同五名）で、このうち半分は農家子弟である。初任給は中卒男子二七五百円、女子二六八百円、高卒男子三一五百円、女子三〇五百円で、白根市ではトップである。採用の重点は、交替制のきく高卒男子に移りつつある。

このようにみるかぎりF電線にはもはやEヒューム管のごとき特殊農村的なものとはひとかけらもないといっている。それではこのような一般中小企業が、農村に立地していることの意義、あるいは農家労働力の利用面での特徴、といったものはどこにあるのだろうか。

まず下請制の形で農家労働力が利用されていることは確かである。F電線の場合だと一五～六〇名規模の下請企業を周辺農村に七軒もち、あわせて二四〇名ほどがF電線のマグネットワイヤをつかって電気時計や露出計のコイ

ル巻作業をしている。またF電算機もはやばと下請二社（あわせて六二名）をつかみ配線・組立作業をやらせている。これらの下請企業の実態は先にみたC精機などから推測できるものであろう。またF電線の場合、やはり農繁期に休暇をとる者が一〇〇名近くいるが、ほとんどが二三日休む程度で、それも農家次三男として本家筋の田植を手伝う程度のものだという。作業に影響させてはならぬし、またそれほど影響してもいないのである。臨時工はどうか。F電線も三八年頃までは入れていたが、組合（中立労連全電線加盟）のつきあいで本工化してからは入れない方針であるという。このように見てくる限り、下請制の利用といった一般的なものはさておき、企業による直接的な農家労働力の利用はほとんど問題にならないのである。

では何もないのかといえば、むしろ大いにある。それは新規学卒労働力の採用の点である。白根市の新規学卒就職者は一〇年前だと約半数が県外転出したわけだが、現在では中卒者の八割、高卒者の七割までが県内それも通勤可能な地元に残るようになっていく。これは白根にかぎらず全国的な傾向であり、そうでなくとも絶対数そのものが減りつつある新規学卒者の逼迫を大都市ではとくに強めるのである。このような時、彼らの一大給源たる農村地域にあって、地域の最高レベルの賃金で優秀な学卒労働力（とくに中卒者）を安定的・独占的に確保できることのメリットはますます大きいといえる（大都市ではこの程度の規模の企業では、とてもこうはいかない）。

新設のF電算機はその点をはっきりと現わしている。操業開始にあたって、当社は人員の半分（五〇名）をF電線からの出向でまかなった。折からの家電メーカーの不況による需要減がひきおこしたF電線の人員過剰をそのままひきうけたのである。そして、残りの半分は、新卒定期採用には全くまにあわなかったため、F電線従業員の情報とつてを頼って、他企業の採用内定者を強引に切りくずして集めたわけである。それが可能だったのは、F電線並

第14表 F電算機従業員の出身構成

(単位：人)

	男 子	女 子	計
世帯主が主として農業	23	18	41
世帯主が兼業の農家	4	3	7
世帯主が非農業	34	27	61

注. 専業農家か兼業農家かは、履歴書・身上書による推定なので、必ずしも正確ではない。

みの地域最高の初任給にある。こうして集めた者の内訳は、事務・間接部門六名、守衛・ボーイ・マン・掃除婦四名のほかはすべて現場の労務職（男子五四名、女子四六名）である。出向者がいるため平均年齢は二〇歳前後になるが、彼らを除けば全員新卒者である。いまのところ技術部門を固めるため高卒男子が多いが、四六年度の採用予定は、中・高卒男子三〇名、中卒女子五〇名で、後者に力点がおかれている。だが、この単純労働力の主力をなす女子については、二三歳をすぎると昇給率を大幅におとし、露骨に排出を意図している。企業を要求する複雑・精密な手作業には、若くて新鮮な女子労働力しか耐ええないのである。問題は、これらの従業員のなかにどれくらいか農家子弟が含まれているかであるが、第一四表によれば、全体の約四五%までが農家子弟であり、その意義は決して小さくないことが確認される。

ところで、このようなF電算機のゆき方は、現在の「農村工業」のひとつの意図を代表しているといえる。いまひとつの型は、ちょうどF電算機が使い捨てたあたりからの年齢層、すなわち女子学卒転出者のUターン組や農家主婦の再雇用に焦点をあわせたもので、むしろその方が主流であろう。かつての「農村工業」は、F電線のごとく、その意図はどうであれともかく農家次三男労働力の吸収という農村の現実的要請に応えるものであった。いまや農村の要請は、残った世帯主・あとつぎに安定的な職場を与えることにある。その時、新「農村工業」・F電算機は、そして旧「農村工業」の未裔たるF電線もまた、かかる要請に何をもつて応えようというのであろうか。

小 括

以上によって、われわれは地域企業の農家労働力利用上の四つの型をみとめることができた。すなわち、農村日雇賃金による農閑期労働の季節利用（A・B社）、下請・内職を通じる間接利用（C・D社）、それらの延長上にうちだされる農村的低労賃による通年雇用（E社）、そして農家新卒子弟の定期採用（F系二社）、の型である。

既就業の農家労働力をとにかく需要するのは、はじめの三つの型の企業に限定される。そこには、臨時雇用から通年雇用に至るまで、農村日雇賃金が賃金ベースとして貫いていることが確認された。

それに対して最後の型は、いまのところ、もっぱら新規学卒労働力にかかわるものである。もちろんそこには既に新卒者が定期採用され多かれ少なかれ年功序列的な賃金体系にのっている者も含まれる。そしてそこには、全国統一的な学卒者市場のなかで、ともかく彼らを地域にひきとめうるだけの初任給水準、それを起点とした少なくとも地域平均的な賃金の水準が成立している⁽⁴⁾。

いいかえれば、同一地域内に、労働力の質と賃金水準を相対的に異にする二つの労働市場が重層的に成立しているのである。われわれがいままで莫然と「地域労働市場」と呼んできたものは、実は、かかる重層構造をうちに含んだひとつのエリアにほかならない⁽⁵⁾。

いうまでもなく、かかる構造が成立するにあたっては、需要（資本）と供給（農家労働力）の側にそれなりの「合理性」が存在していよう。それぞれの企業なりの「資本合理性」については上述したとおりである。だが農家にとつての「合理性」は、資本合理性とは全く異質な、対抗的なものですらある。いったい、どこまでが農業経営の方式と規模に規定された、経営内的な根拠をもつ合理性（たとえば、余り時間の完全燃焼化）といえるのだろうか。それ

とも所与の枠組（重層構造自体を含めた）のなかでの強いられた「合理性」にすぎないのか。そして、いずれにせよ現実には、農家の世帯主やあとつぎがこのどちらの労働市場にとりこまれるかによって、農家の階層性が大きく規定されるのである。それらの点の解明が、つぎの課題となる。

注(1) 三島郡和島村農協と南蒲原郡中之島農協がそれである。最近では、一般に農協が電機メーカー等の下請（再下請である場合が多い）工場をつくる例がふえている。

(2) 正確には、窯業・土石製品製造業の県平均と比較すべきであるが、新潟県についてはその該当がないので、労働が類似している建設業と比較してみた。製造業平均をとれば格差はさらにひろがる。

(3) その軌跡については、大野英二「新興財閥の思想」（長 幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史 Ⅱ』、有斐閣、昭和四十六年、所収）、および中安定子「農村工業化」（『日本の農業』八〇集、農政調査委員会、昭和四十七年）のⅠを参照。

(4) ここでいう「地域」とは、県、あるいはそれをこえる全国統計地域をさす。『賃金構造基本統計調査』（賃銀センサス）が、ここでの目的に適した比較統計といえよう。

(5) かつて高橋伊一郎氏は、三〇年代初めの事態について「農業臨時雇賃銀率と大して違わない賃銀率の雇用部面を農民的労働市場圏とし、かなりの違いをしめすと思われるものを市民的労働市場圏としよう。すると農家兼業として開かれている恒常的賃労働市場は、福岡県では市民的労働市場圏として賃銀率の決定について非農家からの影響がより強く規制している」とみられるのに対して、鹿児島県では農民的労働市場圏として考えられる」とした（同氏「自家労働投下のメカニズム」、的場徳造編『九州における経済と農業』、農業総合研究所、昭和三十四年、所収、一八二頁）。これは極めて示唆的な遠見であるが、本稿とは「圏」の理解を異にする。すなわち、本稿では、同一地域内に高橋氏が「圏」と名づける二つの労働市場が重層している点に着目する。だが、そのように読みかえてみれば、高度成長を間にはさんで、事態の本質がどれほどとも変革されていないことが明らかに、その意味でもなお注目される業績である。

三 農家の世帯就業構成

1 就業概況

課題の項で述べた「世帯就業構成」の視角を具体化するため、就業日数を基準にして四つの就業形態に分けた。

A …… 農業だけに従事

B …… 農業が主で、他産業にも就業

C …… 他産業就業が主で、農業にも従事

D …… 他産業に恒常的に勤務

A 形態には、基幹的農業従事者のほか、隠居的な従事者、家事・育児・定時制通学を兼ねる者も含まれる。また D 形態といえども農家世帯員である以上、農繁期には農業を手伝うのが普通だが、それは休日・休暇で処理され、あくまで常勤の建て前をくずしていないというのがここでの目安である。B 形態と C 形態との区別は、さしあたり量的なものにすぎない。

世帯主・あつぎは、ほぼセンサスの定義に従って聴取のなかで判断した。

こうして調査部落の全就業者を分類したのが稿末総括表Ⅱである。だがそれに入るのに先だって、同じ表Ⅱによりつつ三五年以降の転出者（女子縁事転出は除く）の状況をみておこう。転出者は全部で二七名であるが、そのうち就職転出者は二一名（男子一六名）、通勤兼業者が長じて分家（養子）転出したのが五名である。この五名に、「その他」世帯員中の次三男七名を加えた計一二名が、一定期間農家に留まりつつ通勤した（している）者ということにな

り、さきの就職転出男子数を若干したまわる。つまり過去一〇年間についてみれば、次三男は就職転出するのがいちおう主流であったといえる。

かくして現在の就業者総数一二九名（一戸平均三名、平均世帯員数は五名）のうちの八五％までが、世帯主夫婦かあとつぎ夫婦によって占められている。男子の世帯主・あとつぎのほとんどが第一五表(1)の黒枠内に集中しているが、そのまた過半がB形態である。つまり、水稻単一経営的な当該地域における世帯主・あとつぎの一般的な就業形態はB形態だといえる。それにたいして女子のそれはA形態だといえよう。

つぎに就業形態の分化の状況をみよう。第一五表(1)から、男女ともほぼ年齢が高まるにつれて就業形態がD・C・B・Aの方に移行する様子がうかがわれる。とくに男子については、BとA、DとCの分化にあたって年齢がある程度作用しているようである。つまり、一般的形態がBであり、それがAに移行しつつリタイア的になってゆくのが一般的なコースだという限りでは、年齢が就業分化のひとつの要因になっているといえるし、またDとCについても、労働市場の拡張期に転職のききうる年齢層にひっかかっていたか、それともかなり齢を食ってしまったか、という点ではやはり年齢が影響してこよう。

しかし男子では、ほぼ同じ年齢層にBとCが混在しており、その分化については、とくに年齢では割り切れないものがある。そこで経営耕地規模別にみると（第一五表(2)）、ある程度説明がつく。すなわち世帯主でありながら年労働日の大半を人夫日雇就業せざるをえない者が、〇・五―一町層に滞留していることが強く印象づけられる。これがはたして規模に規定された農家「合理性」といえるようか。

ともあれ本項でも、経営耕地規模と就業形態の関連を無視することはできない。そこで、第一六表は、就業者を

第15表 就業形態別人数

(1) 年齢階層別（男女）

（単位：人）

		農業のみ A	農業が主 B	兼業が主 C	常勤者 D	計
男	～ 19 歳	2	1		7	10
	～ 29		4		4	8
	～ 39		9	2	6	17
	～ 49	2	10	3		15
	～ 59	4	5	3	2	14
	60 歳 以上	5				5
	小 計	13	29	8	19	69
女	～ 19 歳				3	3
	～ 29	6	1	2	2	11
	～ 39	7	8		1	16
	～ 49	9	4	1		14
	～ 59	14		1		15
	60 歳 以上	1				1
	小 計	37	13	4	6	60
総 計		50	42	12	25	129

(2) 経営耕地規模別（男子のみ）

	A	B	C	D	計
0.5ha 未満	2		2	4	8
～ 1.0	2	2	6	4	14
～ 1.5	3	9		7	19
～ 2.0	2	5		2	9
～ 2.5	2	6		2	10
～ 3.0	2	6			8
3.0 ha以上		1			1
計	13	29	8	19	69

第16表 経営耕地規模別1戸当たり就業者数

(単位:人,%)

	農業が主の者(A+B)			他産業就業が主の者(C+D)			A+Bの割合
	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	
0.5ha 未満	0.29	0.57	0.86	0.86	0.57	1.43	38
～ 1.0	0.50	1.13	1.63	1.25	0.25	1.50	52
～ 1.5	1.00	1.17	2.17	0.58	0.25	0.83	72
～ 2.0	1.40	1.20	2.60	0.40	—	0.40	87
～ 2.5	1.60	1.40	3.00	0.40	0.20	0.60	83
～ 3.0	1.60	1.60	3.20	—	—	—	100
3.0ha 以上	1.00	2.00	3.00	—	—	—	100
平 均	0.98	1.16	2.14	0.63	0.23	0.86	71

農業が主の者(AとB)と他産業就業が主の者(CとD)に分けて、経営耕地規模別階層との関連をみたものである。

農業が主の者は、一町以上では一戸当たり男女ほぼ一名ずつ確保され、世帯主B・妻Aという当該地域の一般的な就業型がいちおうでてくるが、とくに農業が主の者の過半を男子が占めるようになるのは一・五町からだといえる。そして二・五町以上になると就業者三名の全員が農業を主とするようになる。他方、他産業就業が主の者は、一町以下で一・五名(なかならず男子一名)、それ以上ではほぼ男子〇・五名ということになる。

最後に、農業が主の者が全就業者に占める割合をみると、一町以下で五〇%未満、二・五町以上で一〇〇%となり、いちおう所得内容を別にすれば、一町以下は兼業を主とする農家(全体の三四%)、一・〇～二・五町が農業を主とする兼業農家(五二%)、それ以上が専業的農家(一四%)という構成になる。

ところで二・五町層は就業者が三・六名と多いが、それは次三男をD形態でかかこんでいるからで、それを除いてみれば、二町以上はすべて農業が主の者によって占められることになる。その点に着

目すれば、專業的經營に留まるか否かの分岐線をほぼ二町あたりに引くことができそうであるが、その点は重要なので、さらに個別經營までおりて検討しよう。

2 世帯就業構成の諸類型

世帯主を核とした各世帯の就業構成を類型的にとらえてゆくことにする。その際、世帯主・同妻・あとつぎ・同妻が、たとえばそれぞれA・B・C・Dなる就業形態をとっているとすれば、その世帯就業構成をA—B—C—Dと略記したい。うしろ二つは略す場合もある。

世帯主A型 これには二つの型がある。

第一の型は、老齡化した世帯主がなおA形態をとっているものである(24・26・35番)。総括表Ⅱの「非就業世帯員」の項に父母が記されている農家は、かつてこの型に属していたといえよう(21・33番)。また「その他」欄に父(母)A形態がみられる農家(7・32・40番)は、農家にいわせればりっぱにこの型に入ることになる。いずれにせよ、世帯主のリタイア的就業形態の型なのである。

この場合には、A—A—B—Aが一般的な型である。すなわち老齡化した世帯主をあとつぎ夫婦がB—Aで補充するのである。したがって、これらの農家は、世代交替の際には世帯主B型として再生産される可能性が強い。逆にいえば、この型は、世帯主B型のリタイア形態なのである。

〔事例一〕 24番は、世帯主夫婦がA—Aで長・次男がD(市役所職員と自動車修理工場勤務)であったが、三十九年に長男が死

亡し、世帯主がいよいよ老齢化するに及んで、次男があとつぎとなり、工場勤務をやめて、B形態（運転手）に切りかえている。老齢化ではないが、世帯主が病弱なため（23番）、あるいは寡婦のため（38・42番）A形態に留まるのも、労働力構成上の問題から農閑期非就業になる点では同じ型に属するといえよう。

第二の型は、農業経営への積極的な労働投下の表現としての世帯主A型である。

〔事例二〕 8番は、改革前の在村百町歩地主であったが、改革で一挙に土地を失い、なたね搾油業プラス養豚経営に切りかえた（雇用者二名）。現世帯主は、三〇年に県内大手の運輸会社の営業所長のポストを捨てて養子入りし、三五年に酪農経営に切りかえ、現在搾乳牛一〇頭をおいている。改革後残った七反ほどの水田は、一部を酪農資金をえるために切り売りし、残りを四二年から委託している。

28番は、豊富な労働力を背景に、分家（九反所有農家、世帯主・あとつぎともに地方公務員）から五反受託し、さらに堤外地に野菜・ブドウをつくり、二町農家相当の粗収入をあげている。

なお、第一と第二の型の混合のような農家もみられる。

〔事例三〕 35番は、長男が三七年に交通事故で、ねたきりになってから（それまではA）、世帯主夫婦と嫁とで支えてきたが、四五年から果樹経営に切りかえ（ブドウ五反、桃一・五反）、そのため水田の一部を堤外地と交換し、残りも請負に出すことにした。粗収入二〇〇万円を当面の目標にしているが、かなりの雇用労働をさげられない模様である。

いずれにしても、この型をとるためには、多角化か稲作以外への作目転換をはからざるをえない。だが、たとえば28番の多角化の場合には、三つの部門のいずれに主力をおくべきか迷っているのが実情である。そういう場合には、世代交替の際に農業部門のいずれかが日雇兼業に取ってかわられ、世帯主B型に移行する可能性も強い。そうすると第二の型として残るのは8番だけになる。⁽¹⁾

結論的にいって、A型は、量的に例外的であり（第二型）、世代交替からみて過渡的なもの（第一型）にすぎない。

世帯主B型 この地域の一町以上層に一般的な型である。

Bの内容は、21番の金物行商、36番の保険外交員⁽²⁾を除けばすべて日雇人夫である。B形態は農閑期就業に限られるわけであるが、人夫の場合だと、一・五町以下の世帯主だとほぼ一〇月下旬に農作業が一段落すると直ちに市内や加茂市の土木現場に出てゆき、三月末まで人夫日稼ぎする。月二〇日とすれば年間一〇〇日程度の就労になる。一・五町以上になると、40番のように一〇〇日以上働く者もあるが、平均してほぼ五〇～六〇日程度に減ってくる。日雇賃金は四四年でほぼ一、三〇〇～一、四〇〇円であるから、一〇〇日で一四万円、五〇日ではその半額にすぎない。世帯主B型農家はほぼ七反を下限としているが、それはそれ以下の経営規模だと、この程度の家計補充ではとうてい生活してゆけないからである。

世帯主がB形態をとる時、世帯主の妻は、ほぼ一・一町以下ではB形態をとっている。その内容は日雇人夫、あるいは二にみたBコンクリートやEヒューム管等の臨時雇である。一・一町以上になると妻はA形態をとる。しかし世帯主の妻の就業形態は、規模だけでなく、たとえば一・一町以下でも、世帯主がBでなくCであれば、妻はそれを補うためにBでなくAをとらざるをえないというように、世帯主の就業形態にも大きく左右されている。

さらにあとつぎがいる場合には、27番の一・四町を上限としてそれ以下ではD形態をとっている。そのほかのあとつぎは二・五町前後に集中しているわけであるが、すべてB形態である。この場合も、たんに規模だけに規定されるわけではなく、先にみたように世帯主がリタイア的なA形態の場合には、たとえば一・四町以下でもあとつぎは

B形態で農業労働を支えなければならないというように、世帯主のあり方にも規定されるのである。

このように世帯主の就業状況と経営規模とから規定されるB型の就業構成を類型化してみると、

- ・七〇一・〇町 B—B—(D)
- 一・〇〇一・五町 B—A—(D)
- 一・五町以上 B—A—(B)

のようになる。一番下はあとつぎの就業形態を示すが、あとつぎがない場合もあるのでカッコにいった。二番目と三番目の類型をどの経営規模で分けるかはかなり重要であるが、一・五町の線は、いちおう次の事例を念頭においたものである。

〔事例四〕 30番(一・七町)の世帯主は農協理事で、後述するトラクター一〇戸共同利用組織のリーダーのひとりでもあり、農業経営には意欲をもっている。あとつぎは現在農高に在学しており、農業後継者になるつもりでいる。だが世帯主は、「五・六年先になったら残る農家も安定してくるのではないか」と離農者の出現に期待しながらも、「不安はつのるばかりで、暇をみては農外収入をはかるしかない」としている。隣部落の最上層農家(三・七町)にいわせると、「この辺では一町五反あたりが一番迷っている」そうである。

ところで、このような就業構成は、所得面にはどう反映するか。前述のごとく世帯主の収入は高だか一四万円足らずで、水田三・四反からの所得にしか相当しない。世帯主の妻が人夫日雇しても八〇〇円の日当だから世帯主の六割程度の収入にしかない。したがって七反以上の経営面積であれば、B—BあるいはB—A形態の農家は一種兼業農家に留まる。B—A—B農家になると兼業収入は増えるが経営面積も増えるから事実上一種兼業に留まる。だがあとつぎがD形態をとると確実に二種兼業になる。その限りでは、あとつぎの就業形態が既に農家全体の性格

を決定的に規定するようになってゐる。

ところでこれらD形態のあとつぎは、学卒と同時に就職するか(12番のF電線)、あるいは若いうちに転職するか(20番の工員→Eヒューム管、27番の農業→農協職員)して、賃労働者としてごく普通のコースにのっている。今後とも経営内にひきもどそうとする力が働きはするだろうが、さりとてCあるいはB形態のめぐるまいな状況を考えれば、彼らは、ゆくゆくはD形態のまま世帯主になる公算が強いといえる。そうすると現在は一町以下なかんずく五反以下に留まっている世帯主D型が、少なくとも、一・五町あたりまでは広がることになる。かくして、少なくとも、世代交替を通じての脱農の深化が、現在の世帯就業構成のなかに胚胎しているといえよう。

世帯主C型 この型は、既述のように五反から七反のあたりに集中している。その内容は、14番の大工自営を除いてすべてB型と同じ人夫日雇で、ただ就業日数が長いにすぎない。すなわち一五〇～二五〇日程度の幅をもつが、平均して二〇〇日前後の人夫日稼ぎで、農繁期と雨天以外はほぼ出づめだと考えてよい。

年間収入にして三〇万円弱で、七反の水田経営からの現金所得もその程度にすぎないから、あわせて六〇万円足らずの年収にしかならず、かくして最も強く多就業形態を迫られることになる。すなわち、あとつぎその他の農家子弟が家に留まってCあるいはD形態をとらざるをえない。この場合、世帯主の妻はいろいろな就業形態をとっているが、他の世帯員が農外に強く傾斜するため、零細経営といえどもA形態をとらざるをえなくなる場合が多い。したがってC—A—D型が一般的である。だが世帯主夫婦だけの場合は、妻も少なくともB形態をとって兼業収入をはからねばなくなるが、C—B型の兼業所得は四〇～五〇万円程度にすぎず、最も窮迫の度を強めることに

なる。逆に世帯主C型がcaろうじて一般なみの生計に達しているとすれば、それは決定的に子弟の兼業収入に支えられてのことだといえる。

このような農家は、どのような系譜に属するのか。分家が二戸であるが、世帯主は既に分家時から人夫日雇に従事している。あとは農業内外の日雇を兼ねる零細小作農が農地改革を経て今日に至っているものである。なかには11番の世帯主のように、南蒲原に転出して小工場に勤務していたが、前世帯主の老齡化にともなうて三八年に帰村帰農したというケースもある。つまりその頃までは、このような零細農家といえども農業維持の志向が強く、それに規定されて世帯主がC型になるという事態があつたわけである。

ではこれからどうなるか。現世帯主がDに移行できる可能性については、次のD型の項で具体例に即して検討するが、その結論を先取りしていえば、極めて困難だといえる。だが、彼らのあとつぎはちがう。14番の大工見習を除けば、みんなD形態である。あとつぎを職業訓練所にやっている4番も同じ部類に入ろう。土地を手ばなするという農家は一戸もないわけであるから、これらの農家は、現世帯主の低農業・兼業所得をあとつぎDの収入で補いつつ、徐々に農外収入のウェイトを高めてゆき、少なくとも世代交替時には、世帯主D型の「土地持ち労働者」農家に転化しようという生活設計であろう。だが現世帯主はいずれもまだ若いから、この転化過程自体が重苦しく長い時間を食うことになる。そして、その過程で農業経営が世帯就業構成を規定する力は決定的に弱まってゆくだろう。

世帯主D型 この型は、その成りたちからして、さらに二つの型に分けられる。

第一の型は、職員層が戦後の食糧難時代に、飯米確保のために土地を買ったり分与してもらったりして農家になったものである。

〔事例五〕 2番の前世帯主は、戦前から三十二年まで食糧事務所職員、定年後は東北電力集金人をやり、四二年から恩給生活に入った。農地は二四年に耕作制限にひつかかっていた農家から買ったもので、三二年からは委託して飯米分だけ受け取っている。現世帯主（養子）は教員で農業はやらない。

3番の世帯主も戦後ずっと食糧事務所に勤めており、二四年に分家した際に九畝分与され、その後五畝、七畝と買い足したが、四〇年からは夫婦の実家にそれぞれ委託している。長男は高卒後国鉄に就職し現在は東京勤務である。

これらはいずれも二代つづいた職員層であり、既に農業生産からは完全に離脱してレントナー化しているといった共通の特徴をもっている。事情も規模も若干異なるが、次も同じ方向にある。

〔事例六〕 25番の世帯主は三三年ごろ40番から養子にきたが、それ以前から土地改良区職員としてポンプ場と事務所で半年ずつ働いている。あとつぎには農業を継がせるつもりはなく、水田はゆくゆく委託するつもりである。現在は妻がB形態で農業を支えている。

第二の型は、世帯主がかなりの年齢に達してからD形態に転職したものである。その事例は第一七表に示したが、うち三例までが二で検討したEヒューム管にかかわるので、そこからみてゆこう。ひとつはEヒューム管をやめた例である。⁽³⁾

〔事例七〕 7番の現世帯主の運転手への転職は、賃金格差が基本的な原因であろう。現在は県内大手バス会社の加茂営業所の中堅の位置にあり、給与もほぼ平均水準に達している（手取り五万円）。だが、朝は早く夜は遅い勤務で労働条件は厳しい。せめて一町位あれば勤めはやめて農業をしたいというのが彼の希望（夢）である。妻もニットの内職をしている。トラクター

第17表 転職者の状況

農家番号	前職(就業形態)	転職時とその年齢		現 職	その給与
6	人 夫(C)	41年	31歳	Eヒューム工員	35千円
7	Eヒューム工員(D)	35	23	バス運転手	50
16	人 夫(B)	40	33	Eヒューム工員	35
31	農 業(A)	30	41	保険会社支所長	不 明

の一〇戸共同利用組織に入っているが出資はしていない。農繁期には休暇をとって出役するが、清算払いする方が多い。

いまひとつはそれまで日雇に出ていた者がEヒューム管に就職する例で、隣部落にも二名いる(四反および一・三町農家の三六、四三歳の世帯主)。いずれも経営規模の小さい農家で、その転職時期もEヒューム管が市内農村部に分工場を建てた後のことに属する。この場合の転職のメリットは、たとえ人夫以下の賃金でも年間就業できる点であろう。聴取に際して彼らは「本工」だと答えたが、賃金水準から推して「長期臨時」にランクされていることがわかる。そこから本工への道がいかに厳しいものであるかは、既にみたとおりである。だから、これらの転職農家は戸たりとも農地を委託したり売ったりすることを考えておらず、その点で第一の型とは決定的に異なるのである。

〔事例八〕 隣部落一・四町農家の世帯主四四歳は、四〇年に人夫からEヒューム管茨曾根工場に移った。「農業経営の多角化(豚・果樹)をいろいろ試みたがなかなか困難で、結局若いうちは農外就業、定年後は再び農業・稲作ということになる」というのが、その理由である。事実、五五歳の定年になったらまた農業をやるのだということで、土地は委託にも出さず、調査者には「執念で耕している」という感ささいだかせる。

これらの世帯主はまだ若いのであとつぎがいない例が多く、夫婦が就業の中心になっていて、D—BあるいはD—C形態が多い。しかし16番のように一町もっていてD—D形態の農家もあり、この場合は、農繁期には欠勤が多くなって本工化がさまたげられるとともに

に、農業の方も荒廃をまぬがれない。

以上の転職事例に対して、次はみごとに成功した例といえるが、かなり例外的な事情によるようである。

〔事例九〕 31番の世帯主は、ある大手生命保険会社の庄瀬支所（従業員30名）の長である。6番を分家に出したが——部落最後の分家——それもこのような背景があつてのことだろう。あとつぎは県立伝習農場の出身で、農業経営には強い意欲をもっており、一〇戸共同耕作のオペレーターのひとりでもあるが、他方、結婚してからは妻がAとなり自分はタクシー運転手を兼業している。農業と兼業の間にはかなり矛盾がでている。次代にはA—A型あるいはB—A型として再生産される可能性が強い。

なお隣部落二・二町農家の世帯主四七歳も、あとつぎ（現二八歳）が高卒後は農業をまかせて、三九年から同じ保険会社庄瀬支所に外交員として勤め、年収一二〇万円程を得ている。だが、あとつぎも四五年には一・八町を休耕して加茂市の鉄工所の常勤工となった。奨励金がなくなればまた自作するともいつているが、条件つきで委託化の方向を考えているもようである。この二つの事例は、ほぼ同一の経営規模と労働力構成のもとで、世帯主が同じコースをたどっているわけであるが、あとつぎの就業の動きが大きく異なり、それが一家の農業経営への対応を大きく異ならしめている。このようにあとつぎが異なつた就業形態をとりうるという限りでは、この規模の農家にはまだ若干の主体的選択の余地が残されているといえよう。だが31番のあとつぎの農業志向が、たんなる個別経営の主体的選択ではなく、トラクター一〇戸共同利用組織の成立に強く支えられていることも事実である。ともかく、いろいろの条件に支えられてではあれ、このような新しい世帯主D型の例が出現するに至つたことの認識は欠かせない。

以上、世帯主D形態は、同じく常勤形態をとっているとはいへ、就転職の時期や内容によって賃金等かなりの差があることが明らかになった。そして、この労働条件とのかかわりで、農業経営への対応の仕方も二つの方向に

分かれたといえよう。

(注1) だが、8番農家を、この地域における積極的な専業経営として評価できるかどうかは大いに疑問である。それは本来の農耕から脱した、土地・飼料基盤なき経営にすぎないからである。部落最大の粗収入をあげてはいるが、経営はかなり圧迫されている。

(2) 金物行商の一日当たり純所得は、はば一、五〇〇円程度で人夫賃の上限に相当する。36番の保険外交員は、月三、四回出歩いて一万円程度の収入ということであるから、年収にすればB形態の日雇収入とかわらない。

(3) 隣部落にも、Eヒューマン管から人夫に切りかえた世帯主がいる(二・三町および二・六町農家の四一歳、四三歳の世帯主)。経営規模が大きいだけに、なまじ通年化をめざして無理するより、賃金が高く自由のきく人夫の方がよいというわけである。これなどは農家「合理性」の範囲内といえよう。

四 総括——農家の階層性

兼業化の進展が、農家の階層的性格にどのように影響しているか、という本稿の課題をしめくくるために、主として世帯就業構成の観点から調査農家の階層規定Ⅱ区分を行ない、それぞれの階層の性格や志向の現段階的な特徴づけを行なおう。

もちろん、世帯就業構成は、農家の階層性を規定する重要な要因ではあっても、そのすべてではない。現に就業構成をみるうえでも、われわれは各所で経営規模からの規定性を考慮に入れなければならない次第である。だから、本項の課題をいいかえれば、世帯就業構成なる視点が、農家の階層性を把握するうえで、どこまで有効たりうるかははっきりさせることでもある。

さて、われわれは調査部落の現実にたいして、「土地持ち労働者」層、「貧農・半プロ層」、「中農」層という三つ

の階層規定をもちいたい。⁽²⁾

まず、年労働日の大半を雇われ兼業に従事する世帯主が、農村日雇賃金基準の労働市場にとりこまれている場合を「貧農・半プロ」層とし、地域間格差のもとにあるとはいえ、ともかく県あるいはそれを超える地域平均的な賃金水準にある労働市場にいちおう包摂されている場合を「土地持ち労働者」層と規定する⁽³⁾（二つの労働市場については二の小括をみよ）。これは、デ・ファクトの賃労働内部における「総括的労働条件」⁽⁴⁾の格差に着目した、プロ自立化の差異による規定である。

すると調査部落では、世帯主D型農家の一部が土地持ち労働者層にはいり、残りの世帯主D型農家および世帯主C型農家全戸が貧農・半プロ層に属することになる。

問題は、世帯主B型農家を、どこまで貧農・半プロ層に含めるかである。いいかえれば、中農の下限をどこにもとめるかである。世帯就業構成の観点からは、世帯主夫婦・あとつぎ夫婦の全員が農業を主とする就業構成をとることによって、農業経営を少なくとも単純再生産する意向を現実に示していることが、中農たることの最低限の要件となる。

すると調査部落では、中農の下限は、経営耕地規模でみて、一・五町ないしは二町のところにひかれる。いちおう最大限にとることにして、一・五町としよう。それ以下の世帯主B型農家が貧農・半プロ層、それ以上が中農層というわけである。

また世帯主A型農家は、いちおう全戸とも中農層に含めた。「いちおう」というのは、既述のようにこの型の多くが実は世帯主B型農家への過渡にほかならず、B型農家としては、いま一・五町のところで分けたばかりだから

である。

こうして得られたのが第一八表である。⁽⁵⁾ 区分の理由を明確にすることも含めて、以下それぞれの階層の特徴づけをおこなってみたが、そのまえに、そのひとつの手だてとして、この第一八表と稿末総括表Ⅰの請負・土地移動の項をつきあわせて作成した第一九表を提示しておこう。

土地持ち労働者層

彼らは、農村に居住する平均的Ⅱ自立的な賃労働者である。彼らには地域平均的な労働条件なканずく賃金がいちおう保障され、地域の労働者家族一般並みの生活の再生産が可能である。その結果、農業「経営」は高だか自家菜園的な位置に後退し、土地は不可欠の生産Ⅱ生存手段としての意義を失い、所有財産に還元される方向にある。すなわち彼らは、主要な農機具を一切もっておらず、請負耕作の主たる委託層のひとつになっている(第一九表)。

とはいえ、遅れて転職したブルーカラー層(事例七・七番)の場合には、県平均賃金自体が低いこともあって、まだ農業者たらしとする志向(夢)がなくなっていない。また自ら挙家離農の可能性ありとしているのは、一戸だけである(事例五・三番)。総じて土地そのものを手離そうという「農家」はほとんどない。

だから、いちおう平均的な、その限りで自立的な(viable)賃労働者であるということは、なにも彼らの賃金が絶対的に高いことを意味するわけではなく、むしろ、土地所有に拘束された非流動性のゆえに若干のハンディをこうむっていることの方が多からう。その限りでは、拘束のいわば代償として、農地が飯米確保の意義をなおのこすことになる。だが、以上のこと自体は、もはや農業なり農村なりに特有の根拠をもつものというより、基本的には

第18表 調査部落における農家階層区分

階層規定	世帯主とあ とつぎの就 業形態	経営耕地 規模	該当農家番号	備 考
I 土地持ち労働者 層	D	～ 150 a	2, 3, 7, 25	} 世代交替を通 じてIへ
II 貧農・半プロ層	D		6, 16	
	C		4, 5, 11, 13	
	C—C		14	
	C—D		9, 10	
	B—D		12, 18*, 20, 22*, 27	
III 中 農 層	B		15, 17, 19, 21	
	A	150 a ～	8, 23	} 世代交替を通 じてIIへ
	A—B		24, 26	
	A		35	
	A—B		28, 38, 42	
	B		29, 32, 33, 39, 40, 43	
	B—B		30*, 34, 36, 37, 41	
	D—B		31	

注. *は、そのあとつぎがまだ農業高校2～3年に在学中のものであるが、その進路志望に応じて各就業形態をとるものと仮定してみた。

第19表 調査部落における土地移動と請負耕作の階層性

移動種類	該当農家の性質	農 家 番 号	階 層 規 定
販 売 層	アクション発生……	35, 37	} 中農層
委 託 層	作目転換……	8, 35	
購 買 層	5反以下……	{ (委) 2, 3	} 土地持ち労働者層 主に貧農・半プロ層、一部は中農層
受 託 層	0.5～1.5町……	{ (買) 3, 4, 6	
		{ (買) 15, 19, 20, 21, 22, 26	
		{ (受) 19, 20, 28, 30	

賃金の産業別、規模別、なかんずく地域間格差の問題として、当該各層の労働者一般に共通のものであろう。彼の関心も基本的にはその方向にあると考えてよい。

だが彼らといえども、農村の居住環境や土地（所有）の再編などの問題については、多くの農民層とも共通する関心をもたざるをえないであろう。さしあたり、農村に住めなくなったり、土地が事実上もてなくなったりしては困るのだから。

ところでわれわれがここにとりあげた農家は、その多くが公務員層である。新設・分家農家が主であるから、彼らは農家になる前から職員であった層だとさえいえる。そして教員や公務員、国鉄職員を兼業する農家は、昔からこの農村にもみかけられる古い形態にすぎない。

だから部落の土地持ち労働層については、あの「高度成長」をもってしても、彼らを新たな層として部落に定着せしめる程のことをなしえなかったことこそ、むしろ強調されるべきであろう。それは二にみた地域労働市場のあり方からして当然のことである。もし「高度成長」の影響を云々しうるとすれば、現在D形態をとっているあとつぎ達の、企業への定着度合のいかんにかかるといえよう。だが、彼らが世帯主D型農家に世代交替するまでの間は、いわば土地持ち労働者的な行動（たとえば委託化）が全く発生しえないのかといえば、必ずしもそうとはいきれない。それは貧農・半プロ層の将来にもかかわることである。

貧農・半プロ層

彼らは年労働日の過半をやとわれ兼業に従事せざるをえない「半分は経営主でなくプロレタリアになってしまった」（レーニン）零細農家である。彼らは一方では農業経営を不可欠とするため、農外就労は、

その多くが労働力の「切り売り」という形をとらざるをえず、切り売り労働は「切り売り労賃」すなわち農村日雇賃金によってしか評価されない。他方この切り売り労賃では、たとえ年間就労しえたとしても、世帯主として一家を支えること、すなわち労働者家族として自立することはできず、農業経営を不可欠の生計手段とせざるをえない。そしてこの農業経営は、零細ながら商品生産Ⅱ社会的生産の一環をになっていることが多く、その意味で彼らを「農家」たらしめているのである。

世帯主B・C型農家の多くは、基本的にかかる悪循環のなかに閉じこめられているわけだが、これらの型が、水稻単一経営地域の基本的な就業形態をなしており、したがって特定の質の労働（主として単純肉体労働）の追加需要にたいする主たる供給者であるかぎり、その彼ら自身がうちだす切り売り、労賃水準のもとに、資本は常勤労働力をもとりこもうとする。高度成長期に農業既就業労働力に開けた常勤化への門戸は、そして今日のいわゆる「農村工業化」が男子労働力に実現しようとするものもまた、基本的にはこのような性格のものである。とすれば、「高度成長」が部落にもたらした最大のものは、国家独占資本主義的な公共土木建設投資をテコとする人夫日雇需要も含めたこれらの労働需要のもとに農家を動員し、彼らを貧農・半プロ層として広汎に堆積させた点にもとめられよう。

第一九表によれば、このような状況下では貧農・半プロ層は一戸たりとも農地の委託や売却をしていない。むしろあらゆるチャンスをとらえて零細地片を買い足そうとする行動にでているのが注目される。また一町前後の層ともなれば、五・六反の農地を受託して、なんとか経営規模一・五町——われわれの中農下限——の線まで食いこもうとする動きもみせている。これらの動きは、兼業への一層の傾斜と並行しておこっており、決して積極的な土地

投資や規模拡大とはみなしえないが、にもかかわらずそれは土地持ち労働者層の脱農化方向とは決定的に異なる。ここに両者をわけることの現実的意義のひとつをもとめたい。

総括表Ⅰにみられるように、一・五町以下のほとんどは改革前の小作農である。だから、改革による自作化という一歩前進が、同時に、零細地片の付与によって彼らを切り売り労賃の織りなす悪循環のなかに閉じこめたのである。

したがって彼らの未来は、まさにこの切り売り労賃の止揚のいかんにかかっているわけである。それを根底から止揚しようとすれば、結局のところ、労働力の切り売りを余儀なくさせる土地所有・農業構造そのものから止揚してかからねばならない。⁽⁷⁾ いまそれをなしえないとすれば、たんに労賃の漸進的な上昇をまつしかないわけであるが、そこには大きな限界がある。なぜなら、賃金水準は、労働力の供給価格をふまえた需要供給によって決まるため、地域における切り売り労働供給者の比重を決定的におとさないかぎり、絶えずそれに足をひっぱられることになるからである。そして、この比重をおとすこと、すなわち完全プロ化をはかることの困難こそ、われわれがいままで強調してきたことにほかならない。かくして問題はふりだしにもどる。

では、第一の根底的な止揚の道以外に、現状再編の可能性がないのか、といえはそういう可能性を全く否定することはできない。なぜなら、そもそも貧農・半プロ層の「解放」などを考えないとすれば、彼らをプロパーの労働者家族として自立化させないまま「農民追放」してしまう道、いいかえれば相対的過剰人口の形態転化をはかる道が残されているからである。それは、地域農業の内部に、彼らに農業経営をゆるさなくさせるような、あるいは彼らの農業経営を無意味ならしめるような現実を創出することによって可能となる。⁽⁸⁾

現実にかかる再編をどこまで押し進めえるかは別として、それが進む限りで、貧農・半プロ層は、土地持ち労働者になりえぬままで、土地持ち労働者の行動をとらざるをえなくなるわけである。⁽⁹⁾それは中農層の展開とまさに裏腹の関係にある。

中農層　世帯主・あとつぎ夫婦全員が農業を主とする構成をとる下限は、三の1の末尾によれば二町にあたるわけだが、三の2の「事例九・31番」をかなり例外的なものとうけとれば、それはさらに一・五町までさがることになる。⁽¹⁰⁾また三の「世帯主B型」の項で、あとつぎが一・五町以下ではDそれ以上ではB形態をとっていることを指摘したが、それは一・五町以下層が、世代交替の面からいわば土地持ち労働者予備軍——現実にとこまで転化できるかはともかく——的な存在であることを示しているといえよう。

いずれにせよ、狭い範囲で、世帯就業構成と経営耕地規模の間に一義的な照応関係をもとめるのは無理であろう。そして現実には、一・五町以上をとうろと二町以上をとうろと、そのなかでまた、ますます兼業に傾斜してゆかざるをえない農家と農業経営を積極化してゆこうとする農家への分化がおこっていると考えられる。問題は、彼らが農業経営の再生産をはかろうとする限り、現実にかなる規模と生産力を促進されざるをえないかである。

だが、世帯就業構成の視点は、このような中核中農層の析出に十分に迫りうるものではない。そこにこの視点にたつ階層区分論の限界がある。

そこで眼を転じ、部落の現在の中農の動きをもっともよく現わしていると思われるトラクター一〇戸共同利用組織に着目してみる。

この部落では、耕うん機が五反あたりから、そして乾燥機が一町あたりから普及し、さらに一・五町あたりから中型トラクターの共有がめだちはじめ、二町以上ではコンバイン共有もみられるようになる。これらの中トラやコンバインはすべて近代化資金をつかって共有形態で入れられているわけであるが、なかでも最大の共有形態がこの組織である。

これは、農協などの口ききで四三年に県の稲作実践集団の指定をうけ、その補助融資と近代化資金で中トラ二台、スピード・スプレーヤー一台（役に立たなかつたので中トラに買い替え）を導入してつくられたもので、現在はその共同利用を軸に共同田植も行なっている。

いちおう圃場がかたまっている一〇戸一七・五町ではじめてとしているが、結果的にはほとんど一・五町以上に集中している。つまり、三〇年代後半から中型技術がおう勢に展開しはじめていた白根のなかにあって、明らかに農業的な対応の遅れていたこの部落の一・五町以上層が、現在普及しつつある生産力水準をふまえてなんとか農業経営を維持しようとして行なったのが、この九戸共有組織（一戸は出資せず）化による中トラの導入だといえる。

このような集団栽培組織は、個別的対応を主流とする白根のなかでは例外に属する。ではこの部落にとくに共同的なまとまりがあつたのかといえ、調査の実感としてはむしろその弛緩が目につき、各農家がバラバラに兼業市場にむきあつていたというのが、部落のいつわらざる姿だと思われる。つまり耕うん機の更新期にちょうどぶつかったという点があるにせよ、内部の統一性をふまえた内発的な組織化というよりも、多分に上からの指導による面が強いのである。

それだけに組織内の対応はバラバラであり、集団栽培に共通の問題がわだかまっている。たとえば兼業対応の面

では、オペレーター層に耕起・代かきをまかせておけば、あとの者は、さもなくば四月には農作業にもどらねばならなかったところを、五月上旬まで兼業しつづけられる。だが若いオペレーター層もまた兼業者である。春耕期間を長くして欲しいという要求をいれていたら、自分の兼業条件が悪くなる（とくに事例九・31番）。しかも外部からの雇業者に二、〇〇〇円払う時、組織内はオペレーターも含めて一率一、七〇〇円にすぎない。そして共同田植ともなれば、日曜日に不慣れな者がドツと出役して植えむらをつくり、その日に当たった農家は損をする。かくして組織の内外から、やはり「共同」では雑になるという声があがる。

ここにみられるのは、組織によりかかって兼業に精を出す多数の者と、組織を担ってゆこうとする少数の者へのかなりはっきりした分化である。

後者の中心は、オペレーター層、なかんずくコンバイン三戸共有農家である。この三戸はいずれもかつては小作・小自作層、現在は二〇〜三〇代の若夫婦中心の経営という共通の性格をもっている。また、この組織のほかにも中トラ、コンバイン少数共有組織がある。38番と隣部落三・七町農家による二戸共有で、これはともに旧自作層であるが、現在はやはり二〇〜三〇代の若夫婦が中心になっている。そのほかにも二町以上層にはトラクターやバインダーの少数共有が散見される。要するに、いわゆる中型技術段階の農業経営をいまのところ実質的に担ってゆけるのは、ほぼ二町以上層の一部であり、彼らが現在では「中農」の中心部分をなすといえる。

それにたいして、世帯就業構成の視点から中農層に含めた一・五町以上層の多くは、ともかく現在は農業を主にしているものの、方向としてはますます兼業に傾斜せざるをえず、貧農・半プロ予備的な性格を強めつつあるといえる。

ところで、二組のコンバイン共有体の総水田面積はそれぞれ六町および五町にすぎない。早生種に極端に集中しているため個別経営で田植労働を確保するには困難さもあるが——その点で一〇戸共同田植はオペレーター層にとっても負担だけとはいえない——、それでも一〇町ぐらゐまではなんとか拡大可能であり、田植機が早晩はいるとすればなおさらである。

では経営土地の供給の方はどうか(第一九表)。第一に、部落内の土地が売りに出されるかどうかは、ほとんど偶然にかかっている。アクシデント型販売層(ともに交通事故)の発生は文字通り偶然なわけだが——とはいえアクシデントが起こりやすくなっていることもまた部落の現実である——、作目転換型にしてもそれぞれ特殊な事情をふまえており、米作り一本で生きてきた大多数の農家においてそれとまねのできるものではない。第二に委託地がどれだけ出るかも、ひとつには第一と同じ事情にかかっているが、もうひとつは土地持ち労働層の形成のいかんにもよる。だが、これとても近い将来に期待することは既述のごとく困難である。最後にこのころのは、彼らの貧農・半プロ層駆逐力のいかんであるが、⁽¹²⁾少なくとも調査部落においては、現在のところそれをほとんど評価するわけにはゆかない。

かくして、県補助金と近代化資金、そして組織の力によりかかってようやく中型機械化においていた部落の中農層をまっていたのもまた、このような閉塞状況にほかならない。中農もまたしばらくは、「暇をみて農外収入をはかるしかない」(事例四・30番の弁)⁽¹³⁾のである。

注(一) 農民層の階級・階層区分が、資本主義的生産関係における階級概念上の区分である以上、その第一の指標が労働力の搾取・被搾取関係にもとめられるべきことはいうまでもない。だが、それが資本主義一般という抽象次元を一步も超え出る

ものではないこともまた自明である。現実の課題は、現段階の資本主義の再生産構造のもとにおける農民階層の具体的な存在形態の解明にこそある。その点で故栗原百寿の「農村階級構造」論の提唱（『現代日本農業論』第二章、青木文庫、昭和三十六年）は、問題ぶくみのまま未展開におわったとはいえ、十分注目すべきである。

(2) これは、農民層にとって「プロレタリア化は、不断の、むしろ希望すべき道とされるほどの、自らの地位低下に陥っている」段階（山田盛太郎『日本農業における再生産構造の基礎的分析』、土地制度史料保存会、昭和三十七年、三一頁）における、すなわち「農民層分解の概念の再検討」が要請される段階における階層区分であると考ええる。

(3) 「土地持ち労働者」規定の使用にあたっては、古典の規定をふまえ、その段階差を明確にし、現段階における使用の意義を主張する必要があるが、課題のひとつとして残したい。なお、古典における下層農の叙述を整理した数少ない論稿のひとつとして、上原信博「現段階におけるわが国農民層分解と階級構成」（『土地制度史学』二五号、昭和三十九年）があげられる。また本稿とは異なるが、明確な土地持ち労働者規定にもとづく統計分析として、喜多克巳「農民層分解の全国的・統計的考察」（井野・陣俊・重富編『戦後日本の農業と農民』、新評論社、昭和四三年、所収）があげられる。

(4) この概念については、高木智夫「相対的過剰人口と潜在失業」（東畑精一編『農村過剰人口論』、日本評論社、昭和三五年、所収、二二―三頁）を参照。高木氏は、所得と雇用安定性を重視しているが、ここでは、勤続中に与えられる退職後の生活保障がポイントとなる。だがその点については調査不足であった。

(5) 一番は、社会的生産から全く脱落している恩給生活者世帯（夫婦とも昭和初年から最近まで教員）なので区分からはずした。また31番は、世帯主とあつぎの就業形態と方向がわれわれの区分の枠をはみだす程に分裂しているわけだが、方向性の方に重点をおいていちおう中農層に含めた。

(6) 農村日雇賃金の形成メカニズムについて磯辺俊彦氏は、宮城北部農業地域の水稲専業経営の農家経済調査結果の分析にもとづき、農家の「家族労働力の切り売り賃水準として成立する」ところの「農業的・一般的臨時雇賃水準は、第1階層（一町未満——引用者）の限界農業純生産によって農業内的に規定されて」いることを実証している（『農地価格の形成』一——『農業総合研究』二四巻四号、昭和四五年）。これは概ね同一地域類型に属すると思われる白根市についても基本的にあてはまるといえる。かかる「農業内的」な規定関係の重視は、農業問題を、賃金・労働・社会問題一般に解消する理論の非有効性を鋭くついているといえるが、なお問題を残す。なぜなら限界純生産は限界生産力とその価値評価を

含み、後者はいうまでもなく全社会的に「規定」されるものだからである。

なお、西川俊作・鳥井泰彦「農業限界生産力の上昇と非農業賃金への波及」(『日本労働協会雑誌』一〇五号、昭和四二年)、および川上正道・上原信博「農業政策論」における「底辺層」規定(有斐閣、昭和四二年、一六五―六頁)を参照。

(7) 前掲「土地所有形態再構成の諸論点」を参照。

(8) その具体的な可能性の程度や形態を論ずるのは、本稿の領域外であるが、それは、政策的な点を別にすれば、経営間競争を通じての農民層分解の過程にはかならない。白根市の場合にかかる再編の可能性が考えられるとすれば、それは、集団的対応の欠如のもとでの大型圃場整備とあいまった請負耕作受託層の地代負担力増の方向であろう。この点については、前掲『成長メカニズムと農業』における、白根の事態をもふまえた、梶井功・伊藤喜雄・今村奈良臣の諸氏の検討をみられたい。その結論は、かかる方向での展開に対して概ね否定的であるようにうけとられる。

(9) 第七表の委託農家について一町以下の三割程度が委託に出しているとしたが、そのすべてがわれわれのいう土地持ち労働者層によるものとは考えにくい。とすれば、白根市全体としては既にこのような事態をかかえているものと推測される。その点はさらに実態に即して明らかにされる必要があるが、あらかじめ先取りのいえば、第一に個別経営展開の最先進地域・白根での話であり、第二にその白根においてすら高だか三割である、という事態の限界もまた厳しくふまえられるべきであろう。

(10) 兼業所得の割合も、一・一・五町B型農家では五〇―五五%におよぶが、一・五町以上では二―三割におちる。そのかぎりではわれわれの「中農」は、結果的に一種兼業農家になり重なることになるが、本来その定義は一兼規定よりはるかに狭い。

(11) たとえば、他の部落と異なって、区長も一カ月の回り持ちである。それだけを取りだして、「弛緩」を云々しえないかもしれないが、筆者は、筆者の居住する団地における「月当番」(雑用世話係)をおもいださざるをえない。なお、白根における共同体弛緩の意義については「稲作の階層間格差」(『日本の農業』六二集、農政調査委員会、昭和四四年)における綿谷起夫氏のコメントを参照。

(12) 「貧農・半プロ層」の項の末尾および前注(8)を参照。

(13) 土地の動きをめぐる階層性を示した二つの表——白根市全体にかかる第八表および調査部落についての第一九表——の

間にはかなりの開差があり、調査部落についてはすべてがひとまわり小さな規模のところでおこっているといえる。部落の土地生産性が決して低いわけではないから、この開差は、第一に部落の耕地規模の相対的な零細性↓蓄積↓資本形成力の弱さ↓農業対応のたにおくれ、第二に新産都市的な労働市場（質の点で白根のそれと大して異なるものではないが）への兼業対応の遅れの二つを背景とするものと推測される。そしてこの開差にこそ、実は前注（9）のごとき新たな問題状況がはらまれているのである。

つまり調査部落における階層性は、現段階的な問題のいわば原型を示すものではありえても、そのすべてを示しうるものではない。その点の補足が残された課題のひとつであるが、それは調査部落と対照的な部落の調査によって果たされつつある。

このようないくつかの部落の実態調査による地域農家の階層性の検出をふまえて諸統計を読むことによって、われわれは地域階層構成論に迫ることが可能となる。そもそも本稿がテーマとした階層性の検出は、本来、階層構成論の一環にかすぎない。

〔後記〕

本稿は、いちおう独立の形をとっているが、教育大文学部臨峻研究室と当所牛山敬二・宇佐美繁・宇野忠義および筆者等が昭和四年より継続実施している共同調査において筆者が分担するテーマの、いわば中間報告としての性格を兼ねるものである。残された問題は、共同のとりまとめの過程でとりくんでゆきたい。

草稿を読み有益な助言を与えてくれた本支所の研究員各位および共同研究の仲間への感謝もさることながら、調査にあたってごめいわくをかけつづけている白根市当局、企業・農家各位の御協力にたいし、調査者全員とともに厚くお礼申しあげたい。

（研究員）

の 農 業 ・ 44 年)

農 機 具 所 有 (台)				農 業 粗 収 入 (万 円)				備 考
耕うん機	トラクター	バインダー コンバイン	乾燥機	計	米	野菜	果樹	
				2 9 12 16	2 9 12 16	○		貸付地77 a 24年に新設 24年に分家 25年に33番から分家 33年に23番から分家 35年に31番から分家
1/4 1 1 1 1 1 1 1/2				256 21 16 23 33 23 18 35	16 19 16 14 31 23 18 35	(酪2 2 9 2 ○ ○	240)	旧 100 町歩地主
1 1 1 1/2 1 1/2 1 1 1 1 1/2		バ 1/2	1 1 1 1 1 1 1 1	50 40 60 71 54 55 80 70 56 66 88 80	50 40 36 64 54 50 40 70 56 66 82 80	○ 17 ○ 5 40 ○ ○ 6	7 7	35番から受託予定 33~39年酪農 (成牛5頭)
1 2 1 1 1 1	3/9 3/9 3/9 3/9	バ 1 コ 1/3	1 1 1 1 1	130 106 112 110 140 81	100 96 82 110 105 81	20 10 30 ○ 35	10 0	
1 1 1 1	1/2 3/9	コ 1/3	1 1 1 1	124 131 143 151	114 111 130 141	10 10 10 10	20 3	{水田18 a を堤外地と 交換, 残り委託
1 1 1 1	1/2 3/9 3/9 3/9	コ 1/3 コ 1	2 1 1 1	173 172 164 162 161	133 147 144 162 155	40 15 ○ 6	10 20	隣部落 370 a 経営と共同耕作 受託予定
		バ 1/2	2	214	184	30		改革前15町所有

総括表 I (調査部落)

農家 番号	昭和16年 夏期調査		経営耕地面積 (a)						受委託 耕作 (a)	35年以降の 土地売買 (a)
	経営 地	自作 地	計	水田	畑	樹園	うち 堤外地	うち 借地		
1	10	地主	10		10		10		委 委 14 22	買 買 7 21 *買 6
2			15	14	1					
3			22	22			7			
4			33	33			13	13		
5			34	31	3					
6			45	45			20			
7	21	自作	45	15	30		30			
8	30	地主	53	53					委 委 53	売 56 *買 18
9	65	自作	56	42	14					
10	55	自作	59	38	21			11		
11	46	自作	60	40	20		17			
12	81	自作	70	57	13					
13	61	自作	73	56	17		26			
14	102	自作	74	42	32		27			
15	71	自作	89	82	7		35			
16	96	自作	101	85	16		9		受 受 45 53	買 買 買 1 12 28 11 買 4
17	81	自作	103	85	18		5			
18	112	自作	107	75	20	12	27			
19	102	自作	108	85	13	10	23			
20	16	自作	110	103	7		67			
21	91	自作	111	95	16		51			
22	127	自作	113	80	33		50			
23	163	自作	121	104	17		2			
24	206	自作	123	98	25		7			
25	132	自作	124	109	15					
26	104	自作	138	123	15		9			
27	168	自作	140	110	30		17			
28	209	自作	153	123	23	7	20		受 受 50 15	*売 11 *売 55
29	129	自作	160	135	25		35			
30	155	自作	170	140	30		36			
31	142	自作	195	180	15		5	10		
32	200	自作	196	141	52	3	43			
33	221	自作	200	172	23	5	24			
34	254	自作	203	163	40		74			
35	265	自作	225	183	12	30	67			
36	212	自作	239	200	19	20	39			
37	322	自作	247	201	46		36			
38	318	自作	250	200	50		50			
39	254	自作	258	210	33	15	32			
40	479	自作	270	230	10	30	70			
41	314	自作	275	235	30	10	30			
42	295	自作	290	230	40	20	58			
43	400	地主	338	278	60		30			

- 注. 1) 経営耕地面積は、受委託前のもの。
 2) 土地売買欄の*印は、45年に発生したもの。
 3) 粗収入の野菜欄の○印は額は不明だが販売のあったもの。

総括表Ⅱ (調査部落の世帯就業構成・44年) A…農業のみ B…農業が主 C…他産業就業が主 D…常勤者

農家 番号	経営 耕地 (a)	就 業 世 帯 員						15歳以上の 非 就 業 世 帯 員	35年以降の就職転出者 および男子の縁事転出者
		世 帯 主 (夫婦)	あ と つ ぎ (夫婦)	そ の 他	そ の 他	そ の 他	そ の 他		
1	10							主55, 妻59 父70	
2	15	38D(教員)							1男19(44年, 東京, 国鉄)
3	22	53D(公務員)	44C(内職)						1男15(44年, 長岡, 訓練所)
4	33	54C	55C			18D(工員)			
5	34	45C	43B						
6	45	36D	34B						
7	45	32D(運転手)	25C(内職)			父62A 母58A			弟26(35年, つばめ, 工員)
8	53	46A	41A			父68A			1女25(43年, 東京, 高崎へん), 1男22(43年, 自衛隊), 2女 17(42年, 自衛, 看護婦) 1女17(42年, 東京, 美容師)
9	56	59C	55A		25D (工員)	2男15D (佐官見習)			
10	59	44C	44B		19D(工員)			父75, 母75	
11	60	37C	37B						
12	70	40B	46A		19D(F電線)				
13	73	41C	41A						
14	74	58C(大工)	58A		30C(大工)	30A			1女18D (工員)
15	89	37B	39B					母61	
16	101	38D (Eヒューマン)	37D (Eヒューマン)					父66, 母66 母61	弟24(42年, つばめ, 養子)
17	103	37B	38B(♂)					父67, 母60	
18	107	39B	36B(♂)		16. 産高在学)				
19	108	39B	39B						弟20(43年, 新潟, 会社員→養子)

20	110	56 B	53 A	27 D (工員)	17 D (事務員)	3 男 16 D (工員)	2 女 21 (40年, 千葉, 工員)
21	111	45 B (行商)	45 A			父 77, 母 72	{ 弟 31 (37年, 白根, 土地改良区 → 分家)
22	113	44 B	44 A	(17. 農高在学)		母 69	
23	121	48 A	40 B			母 76	{ 弟 39 (35年, 加茂, 事務員 → 姪子)
24	123	59 A	59 A	26 B	25 A		弟 24 (38年, 東京)
25	124	37 D (土地改良区)	34 B			母 59	
26	138	60 A	58 A	30 B	31 A		
27	140	52 B	48 A	24 D (農協)	2 男 19 D (工員)	1 女 20 C (内職)	
28	153	54 A	55 A	30 B	29 B		弟 19 (44年, 長岡, 修理工)
29	160	43 B	43 A				
30	170	47 B	58 A	(16. 農高在学)	2 男 21 D (工員)	妻 53	弟 31 (40年, 白根, 農協 → 分家)
31	195	55 D (保険)		26 B (タリソー)	父 69 A	母 69	
32	196	43 B	37 A		弟 19 D (入夫)		
33	200	41 B	37 A			父 71, 母 63	{ 弟 31 (40年, 西蒲原, 工員)
34	203	42 B	36 A	15 A (農高定時制)		父 84, 母 74	{ 弟 34 (35年, つばめ, 工員)
35	225	59 A	57 A		27 A	1 男 32	弟 21 (38年, 東京, ヨツタ)
36	239	57 B (保険)	57 A	31 B	4 男 22 D (工員)		2 女 18 (41年, 東京美容師)
37	247	50 B	48 A	20 B			
38	250		51 A	26 B	25 A		
39	258	34 B	33 B		父 57 B (教委員長)	母 55 A	弟 22 (40年, 新津, 工員)
40	270	40 B	33 A		父 69 A	母 63	弟 22 (40年, 大阪, 板前)
41	275	43 B	41 A	15 A (農高定時制)			
42	290		42 A	8 B	母 64 B	父 64	
43	338	35 B	31 A			母 58 A	弟 27 (42年, 横越村, 山崎・ペン)

注. 1) 就業形態は、(世帯上の地位)・年齢・就業形態・(会社名, 職名)の順に記した。例えば「2 男 21 D (工員)」とは、
2) 次男・21歳で D 形態の工員ということである。
2) 最右欄カマコ内の年数は他出年次 (昭和) を示す。